

平成23年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成23年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴沼	広君
	1	番	畑岡洋二君	
	2	番	橋本良一君	
	3	番	小磯節子君	
	4	番	飯田正憲君	
	5	番	石田安夫君	
	6	番	鹿志村清一君	
	7	番	蛭澤幸一君	
	8	番	野口圓君	
	9	番	藤枝浩君	
	10	番	鈴木裕士君	
	11	番	鈴木貞夫君	
	12	番	西山猛君	
	13	番	石松俊雄君	
	15	番	萩原瑞子君	
	16	番	中澤猛君	
	17	番	上野登君	
	18	番	横倉きん君	
	19	番	町田征久君	
	20	番	大関久義君	
	21	番	市村博之君	
	22	番	小園江一三君	
	23	番	石崎勝三君	

欠席議員

副議長	14	番	海老澤	勝君
-----	----	---	-----	----

出席説明者

市	長	山口伸樹君
---	---	-------

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	埴栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君

---

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

---

議事日程第4号

平成23年12月12日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

#### 開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、14番海老澤 勝君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、15番萩原瑞子君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

20番大関久義君の発言を許可いたします。

20番（大関久義君） 20番大関久義です。

さきに通告いたしました笠間市の地域集会所について、2、狭あい道路整備事業についての2点につきまして質問をいたします。

まず、笠間市の地域集会所について、何点かお伺いいたします。

現在、笠間市内での集会所はどのような位置づけになっていて、どのように運営されているのかをお伺いいたします。

集会所としての位置づけをしておりますが、各行政区では、その地域の名前を使って地

域の何々区公民館と呼んでおり、また、それが自分たちの地域の公民館だと思っているのではないのでしょうか。私たちの地域の公民館、市から言わせると集会所であります、それも公民館と呼んでおります。そして、その地域の公民館は、自分たちの行政区で土地も建物も維持費も負担して運営をしているのであります。この行政区の公民館、市で言うところの集会所は、どのような位置づけで考えているのか、どのような形で運営されているのか。また、笠間地区、友部、岩間地区それぞれにどのぐらいの数があるのかも含めて、最初にお伺いをいたします。

続いて、旧笠間市内の公民館と地域集会所の関係との位置づけはどのようになっているのか。また、他の地域との関連についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

旧笠間地区には、本所の公民館と分所の公民館があり、そのほかに地域の公民館、集会所が存在しております。分所としての公民館分館は12館ありますが、他の地区、友部、岩間の地区には、まだ現在存在しておりません。この分館の位置づけと関連については、どのようにとらえられ、考えているのかお伺いいたします。

分館については、区長会の中でも疑問がありました。その中で、さきに行われました笠間市行政区制度の適正な運営方針についての検討委員会の報告書の中での課題全般についての質問に対しての回答がございました。その回答を読み上げてみます。

旧笠間地区の集会所等の光熱水費を市が負担している件でございますが、この施設は社会教育法第21条に基づいた市立公民館で、社会教育や生涯学習を推進するための拠点施設という位置づけになっており、中央公民館本館のほかに、旧小学校区ごとに分館を有しております。この分館、地区公民館制度は、市が設置し、管理や運営を行っておりますが、住民の集会など公共的利用としても使用されております。このため、現在も以前からある分館12館の管理は市が行っております。また、各行政区にあります集会所等については、自治会や町内会等の地域の皆様が建設し、自主的に維持管理を行っているものであり、施設の性格が違いますのでご理解いただきたいと思っております、との回答であります。

施設の性格の違いはどこにあるのでしょうか。地域集会所との関係はどこにあり、位置づけはどのようなのかはつきりしません。公民館があり、分館があり、地域の公民館、集会所がありますので、それぞれの活動拠点があるものと思われそうですが、それらについての関係と内容についてお伺いいたします。

次に、笠間公民館、友部公民館、岩間公民館の役割とその位置づけについて、現在の状況と今後についてお伺いいたします。

3カ所の公民館、笠間公民館、友部公民館、岩間公民館とはどのような位置づけにあるのでしょうか。それぞれの公民館では1年間の行事が予定をされた中で実施され、公民館の活動については多岐にわたり行っているところであり、地域性も考慮され、その地域性があらわれてきているのではと思うところであります。年間の予算や運営についてもお伺いいたします。

また、教育委員会の生涯学習課と3地域の公民館との関係、運営方法等もあわせてお伺いいたします。

次に、地域の公民館、集会所について、その敷地、建物及び運営費はどのようになっているのかお伺いをいたします。

1、敷地に関しては、笠間市の市有地に建築されているものはどのくらいあるのか。2、私有地、いわゆる民間の土地に建築されているものはどのくらいあるのか。3、それ以外の共有地等に建築されているものはどのくらいあるのか。また、その中で地代など有料となっている敷地はどの程度あるのか。公民館、集会所の敷地について、3地域ごとの数と全体での割合をお伺いいたします。

民間の土地なのか、笠間市の土地なのか、共有地等に建てられているのか、そして有料なのか、無料なのかを数を含めてお聞きいたします。

それから、それら建物、集会所についてはどのような形で建築されたものなのか、建てられた経緯等をお尋ねいたします。行政区単独で運営をされているものと思われませんが、維持費とか運営費はどのような形で行われているのかも、あわせてお伺いいたします。

以上、笠間市の地域集会所についてお尋ねいたしますので、数字等については少しゆっくり、はっきりとご答弁をお願いいたします。

次に、道路関係についての質問をいたします。

狭あい道路整備事業についてお伺いしたいと思います。4メートル未満の道路を拡幅するための狭あい道路整備事業についてお聞きいたします。

幹線道路の整備がかなり進んでまいりました。そのような中で、今後の道路の整備については、生活関連の道路の整備をしていきたいと懇談会等にて指針を示されております。身近な生活道路が整備をされれば、さらに便利になり、高齢者社会のニーズにおこたえできるのではとうれしくなっております。

しかし、道路改良工事を進める中では、道路の幅、道路の幅員を4メートル以上確保できなければ工事をしないとされております。4メートルを確保するための支援措置として、補助を出している市がございます。狭あい道路整備事業であります。狭あい道路に接する敷地で建築物を建築しようとする場合、道路の中心から2メートル後退する必要があります。この場合の助成制度として、補助を出し、道路の拡幅整備をしているのであります。

整備事業の補助の種類は、1、後退用地にある塀や生け垣、土留めなどの撤去費用を補助します。2、後退用地の分筆登記に係る費用を補助します。3、後退用地を買い取り、または寄附の受け入れを行います、とあります。

笠間市でもこのような整備事業をできるものかどうか、助成制度の取り組みについてお伺いいたします。

市街地での狭あい道路の解消には、大いに役立つのではないかと考えられます。また、新たに建物を建てる場合には、建築確認申請行為を行うわけであり、道路が狭あい道路に場

合には、必ず道路の中心より2メートル後退をしなければならないこととなっております。4メートルの道路幅員を確保するための補助になると思うわけであります。

県内では、土浦市、龍ヶ崎市、石岡市などが実施されており、隣接の石岡市では、平成7年度より実施をしているとのことでありまして、平成22年度からは国庫補助事業と一緒に施行されているとのことであります。

狭あい道路の解消策の一つとして、笠間市でも検討してみてもと思われまので、この事業についての取り組みについてお伺いをいたします。

次に、狭あい道路の今後の整備についてお伺いいたします。

現在、笠間市での狭あい道路を整備する場合の取り組み方はどのようにしているのか、工法等についてお聞きいたします。

また、市街地など家が建ち並んでしまい、4メートルを確保するにもなかなか困難な地域もあろうかと思えます。郊外であれば4メートルの確保は比較的楽にできるものと考えられますが、どうしても狭あい道路になってしまう場合は、生活道路でありますので、簡易での整備の検討も必要であり、やむを得ないと考えますが、今後の生活関連道路の整備に対する事業についての考え方をお伺いいたします。

以上、2項目について質問をいたします。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員のご質問にお答えしますが、私の方からは集会所についてお答え申し上げます。

笠間市内での集会所はどのような位置づけになっていて、どのように運営されているのかというご質問でございますが、集会所は、行政区や自治会等を単位として組織された地域住民等において設置、運営管理がなされる施設で、地域住民の連帯意識を高め、地域の福祉の向上を図るために必要な自治活動の場として地域の方の総意に基づいて利用ができ、共有の財産となっているものであります。

現在、笠間市内には地域集会所は173カ所ございます。地区の内訳でございますが、笠間地区で55、友部地区で62、岩間地区で56カ所ございます。この地域集会所については、施設規模、整備方法や管理運営など地域によって違いはありますが、それぞれの行政区、自治会等によって運営されております。地域集会所は、子ども会や高齢者クラブなどの交流事業や地域のお祭りなどさまざまな地域活動が行われており、地域コミュニティ活動の拠点となっております。

次に、（4）の質問ですが、集会所の敷地、建物及び運営費がどのようになっているかというご質問でございますが、平成19年度と平成23年度に各区長さんあてに地域集会所の調査を依頼して回答があった結果をもとに申し上げたいと思えます。

集会所の敷地については、地区の共有地が85カ所、そのうち有料が8、無料が77となっ

てございます。次に、地区の個人の方から土地を借りているところが53カ所ありまして、有料が39、無料が14となっております。市有地については19カ所ございまして、これはすべて無料でございます。その他については12カ所ございまして、有料が4、無料が8となっております。

また、建物については、地域でそれぞれ資金を工面して建築されているものでありまして、その運営費につきましては、各地区で集会所の水道、電気料などの費用や集会所の老朽化に伴う修繕費が出てきますが、各地区でそれぞれ維持管理費を集め、運営されております。

市では、集会所の新築や老朽化に伴う修繕、また、今回の東日本大震災で被災した集会所の修繕に対しまして補助制度を実施しており、地区の費用負担の一部を軽減することで地域コミュニティの拠点整備を推進しております。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 20番大関議員のご質問にお答え申し上げます。

旧笠間市内の公民館と地域集会所の関係と位置づけはどのようになっているのかというご質問でございますが、社会教育法の規定に基づいて設置した笠間公民館と地区公民館は、自治会等が設置した地域集会所とは、管理運営や事業など関係は一切ございません。

社会教育法に規定する公民館の設置目的は、一定区域内の住民のために教育及び文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉に寄与することを目的としております。

地区公民館は、合併前に旧笠間市において笠間公民館の分館として12館を設置しており、長年にわたりそれぞれの地域に応じた生涯学習事業を展開してまいったところでございます。

次に、他の地域との関連についてはどのようになっているのかとのご質問でございますが、友部公民館、岩間公民館においても、地域集会所とは管理運営や事業などの関係は一切ございません。

地区公民館のない友部、岩間地区の方々は、笠間、友部、岩間公民館の事業、例えばパソコン教室など、それぞれの希望する公民館に参加されており、同様に自主サークルの活動拠点として、また市民団体などが会議等に使用するなど、幅広く利用されております。

次に、笠間公民館、友部公民館、岩間公民館の役割と位置づけについて、現在の状況と今後についてでございますが、笠間公民館は、3公民館の主管公民館として予算の取りまとめや連絡調整に当たっており、事業につきましては、3公民館合同の市民展覧会や市民芸能発表会を笠間公民館で開催しております。今後も、地区公民館を含め、社会教育法に基づく事業を市民の皆様のご要望を取り入れながら、その充実を図ってまいります。

友部公民館、岩間公民館につきましても、社会教育法に基づく事業を行っておりまして、

友部公民館においては、独自の企画として親子映画会や幼児演劇鑑賞会などを開催し、地域の交流を図りながら、子どもたちの情操教育の向上に努めております。

岩間公民館につきましては、これも独自の企画として、歌声喫茶の講座、あるいは社会福祉協議会岩間支部、日赤奉仕団岩間分団等公民館祭り期間中に福祉バザーの協賛事業を行うなど、特色ある事業を実施しております。

今後も、市民の皆様が利用される公民館として、さらなる事業の充実に努めてまいります。

先ほど予算の関係のご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

予算につきましては、施設の関係もございます。例えば、現在、岩間公民館は、岩間庁舎の中に入っておりますので、管理経費その他そういうものは一切かかっておりませんので、金額的に相違はございます。そういうこととございますので、講座等の事業費で比較をしてみたいと思います。笠間公民館は678万6,000円、友部公民館が255万4,000円、岩間公民館は176万2,000円でございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 20番大関議員の狭あい道路整備事業についてお答えをいたします。

初めに、狭あい道路におけるセットバックのご質問でございますが、4メートル未満の狭あい道路に接する敷地で建築物を建築しようとする場合に、建築基準法の規定により、道路の中心線から2メートル範囲内には建築ができません。そのため、実際の道路境界線と道路の中心線から2メートル後退した線の間が生じた土地、いわゆる後退用地は、建築主等の私有地であっても建築行為が制限されます。

委員ご指摘の後退用地に対する助成制度でございますが、本市では、この後退用地にかかわる助成制度は設けてございません。後退用地については、土地所有者の方の申し出により寄附をしていただいているところでございます。

次に、狭あい道路の整備についてでございますが、現在、本市が事業を展開しております狭あい道路整備促進事業は、4メートル未満の道路を4メートル以上に拡幅する事業で、国の補助金が事業費の2分の1受けられる有利な事業でございます。この事業を活用しまして、平成21年度から25年度までの5カ年間で、総事業費4億3,000万円、市道（友）2085号線ほか11路線、全体工事延長で約4,000メートルを整備することで進めているところでございます。

狭あい道路の今後の方法及び考え方でございますが、合併後、本市では、4メートル未満の道路の舗装については砕石等での舗装を基本として行ってまいりました。しかし、議員ご指摘の、どうしても拡幅が困難な場所で生活道路としての利用が多い4メートル未満の道路の道路については、これまでの砕石等での舗装からアスファルトで行うよう、現在



の整備基準について来年度中に見直しをするよう検討をしてみたいです。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 再質問をいたします。

笠間市の集会所、地域公民館についてであります。集会所の数は先ほど申されたとおり、笠間地区で55カ所、友部地区で62カ所、岩間地区で56カ所、合計、全体では173の集会所を有するとのことでありました。多いのが62カ所の友部地域であり、面積の一番大きい笠間地区は、岩間地区の56カ所よりも1カ所少ない設置数となっております。分館が存在するかしなにかにかかわっているものと考えられるのであります。12カ所の分館を有する笠間地区との違いは、これらを見ましても歴然としているのであり、友部、岩間の地域にも同様の措置をすべきであると考えるのであります。

さらに、社会教育法第21条に基づいて設置されているとは申すものの、友部地区においては、学区ごとに組織されている六つの支部社協が、地域ごとに同様の活動をされているのではないのでしょうか。岩間地区でも、同じように地域の中で地域の集会所を使用しての活動をされております。活動をしている状況には、それほどの変わりはないものと思うわけでありまして。この件について、どのようにお考えになるのかお伺いをいたします。

また、集会所の敷地に関してであります。民間の土地を利用しているのが53の公民館、集会所がありまして、そのうち39カ所が地代を払っているのであります。全体を通してみても、有料が30%、集会所の敷地の地代を支払って維持をしております。

今、各行政区では高齢化世帯化が進み、区費の納入の負担が大変になってきており、区の脱会者等も出てきております。そして、ある行政区においては、民地に建てられている公民館、集会所の敷地の返還を求められ、困っているところも出てきているのであります。撤去して新たに集会所をつくるには、土地と建物を行政区の中で資金の調達を強いられるので区を抜けてしまう、どうしたらいいのか本当に困ってしまっている行政区も現実に出てきているのでございます。

笠間地区と同じように友部、岩間地区から公民館の分館施設の建設を求められた場合は、どのようにお考えになるのか、この件についての見解もお伺いしたいと思っております。

それから、先ほど事業費の中で、笠間公民館678万円、友部地区が255万円、岩間地区公民館が176万円、これも分館12館があるためこのような差異が生じているものと思われまします。そういった観点からも、ただいまの質問どのように考えるのか、見解をお伺いしたいと思っております。

次に、2番目の狭あい道路整備事業についてであります。次年度からはアスファルト舗装の予定もしていくということであります。やはり狭あい道路が、笠間、友部、岩間それぞれの市街地においてたくさん存在しております。そして、これからは高齢化社会にますます進んでまいります。車が通れなくても、車いすはスムーズに通れる生活道路の整備は必要なときに来ていると思っておりますので、期待をしております。

現在では、家の中でも段差のないバリアフリーの時代であります。これら整備について、各地区ごとに、箇所数等も含めてこれからの中でお示しをいただきたいと思っております。

それから、公民館の利用の状況であります。友部地区の公民館では、半日単位とかそういう形の中で時間をとることができないという利用状況になっております。岩間地区、笠間地区とその辺の利用状況の違いは歴然としている。いろいろな形で生涯学習あるいはサークルの中でやっているとは申せ、その利用の時間帯に制限が出てきているというのが実際ではないのかなと思うわけであります。

これらについて、分館の施設が、友部、岩間地区から申し込み、あるいはそういう申し出があった場合どう対応するのか、それら利用状況を踏まえた中でお答えをお願いしたいと思います。

2 回目の質問をいたします。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 大関議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

最初に、社会福祉関係の社協の支部活動と公民館活動はそれほど変わらないのではないかと、どのような考えなのかというご質問でございますが、確かに社会教育法の中で、公民館活動は社会福祉に寄与するということも入っております。同じような活動も中には含まれるかと思っております。ただ、公民館につきましては、教育機関、いわゆる学校と同じというふうに考えていただいて結構だと思うのですが、そこで学習とかそういうものを提供するのが公民館の役割ということになっております。そういう中で、笠間地区の公民館等についても、そういう講座等を開催していただいているところでございます。

団体数でございますけれども、笠間地区の地区公民館は1年間にどのぐらいの団体が活用しているかということ、12館ありますので相当数あります。380団体で団体の使用回数が3,243、利用者が4万3,900人ということで、本館以上の活動をしているというのが実態でございます。

あと、そういうものを要望したときどうなのかということがございますが、公民館については社会教育法に基づいた施設でございます。これについては、例えば新たに設置するということ、平成15年に設置基準というのが改正されました。その前は昭和34年に設置基準が設けられたのですが、これは施設等が非常に不備であるということで、文部省の方で設置基準を設けて、ある一定の規模の施設整備を求めたということですが、これについては15年に改正されまして、機能的なもの、こういうものを作ってほしいというように改正されました。ですので、面積基準等はありません。例えば施設等でそういうものに匹敵するようなものがあれば、転用とかそういうものは可能かと思っております。現実的に、現在のところ公民館の整備等については補助制度がありませんし、動きとしては、公民館というのは社会教育法で縛られます。いろいろな活動を制限されまして、どちらかという使い勝手が悪くなってきている状況が全国的に見られまして、地区公民館とか公民館を市

民センターとかコミュニティセンター等に逆に用途がえをしている動きがございます。そういう中で、公民館等を設置してくれといっても、私ども教育委員会では、現在、設置する考えはございません。

あと利用状況の中で、公民館3館いろいろ違うでしょうと、そういう場合に利用できるかということですが、これは3館ともすべてどこの地区でも利用可能でございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 大関議員の再度のご質問にお答えをいたします。

狭あい道路の箇所数でございますが、現在の整備基準においては、砕石を基本とした整備基準といたしております。これらについては、拡幅の際にアスファルト舗装等を行った場合には手戻りが生じるということがございますので、現在のところは砕石ということで整備をしてきたところでございます。

今後においては、先ほども言いましたように、どうしても拡幅が困難な場所、建物の等が連檐している地域、そういうところについては、現在の整備基準を見直す必要があるのかなとは考えております。これらについては、来年度に見直しをしたいということで考えております。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 地域集会所の件であります。やはり地域性の問題が出てきておる。そして、他の地区から分館の設置希望があった場合に、設置基準がどうのこうのという形の中で受け付けをしない、そういうものは考えていないというようなご答弁でありました。しかし、今のある施設を撤去しろという話じゃないんですよ、私が言っているのは。友部地区とか、岩間地区とか、お互いに合併をして今まで他の地区になかったものは整理をしてきているんじゃないですか、今まで。合併してこの6年間、片方にあったもの、片方ないもの、1カ所だけのものは整理していこう、そういう形の中で整備をしてきたわけでありまして。ですから、12館の分館を撤去しろという話は私は申しておりません。他の地区のものに対して、公民館活動を時間帯で制限しているんじゃないですか、今、友部は。そういう形の中で、だったら、コミュニティセンター、何でもいいですよ。それにかわるもの、そういうものをやって是正をしていくべきだ、そういう思いですよ。私はそう考えるのであります。

そしてまた、同じ地域の集会所であります。分館と同じぐらいの規模の集会所もございまして。そして、そこでは生涯学習でやっているのと同じような内容の活動をしている集会所もあるんですよ。いわゆる社会教育法第21条の縛りがあっても、それは十分分かりますよ、回答でもありましたから。それは理解いたします。しかし、地域の集会所、公民館でやっている内容というのが、生涯学習課でやっている内容とさほど変わりはないじゃないですか。敬老会の事業とか、シルバー体操とか、いろいろな形の中で学習をしている。学習をしなくちゃならないというようなものにとらえ方であれば、内容的には同じような

活動をしているのではないのかということを行っているのであります。

そして、先ほども申し上げましたが、地域の公民館、地域の集会所、それぞれの自治体で地代を払い、光熱水費を払い、それぞれ運営しているんです。そして、今回は、震災の復旧という形の中で8割の補助を出していただき、各公民館の壊れたところをいち早く修理できた。今までは3分の1ぐらいの補助だったんですけども、それを上回る補助率の中で、地域の集会所の修理を行っていいですよという、そういう補助をいただいて各行政区の集会所、公民館を直す機会をいただいたということは、手厚い援助があったなということは感謝申し上げております。しかし、これからの公民館、集会所の運営につきましては、民間の土地を借りている場合は、自分たちの行政区の中でずっと恒久的に払っていかなくちゃならない。

例えば行政区が少しずつ積み立てをしていったまりました。それで集会所の土地を購入したい。全額はそろわないけれども、例えば2分の1とか3分の1とか市の方で補助を出す、そういうものは考えられるのかどうか。

各行政区の公民館は、地縁団体の登録をして公民館を建てたり、運営したり、土地を取得したり、そして土地を取得したものに対しては、市の方に寄附をしたり、市の持ち物になっている公民館もございます。

そういった中で、いわゆる地域の中で恒久的に払っていくじゃなくて、ここまで用意をするから市の方で何とか補助をできないか。建築に関しても、宝くじの補助金を利用して建てたりしております、地域の公民館、集会所は。それにしてもその行政区の人たちは、5万円以上、10万円以上、そういう金額を各世帯が負担をして建てられ、地域の活動の拠点としているのが実際であります。

そういうような場合、先ほど申し上げました民間の敷地を返還していただきたいというような地域もございます。そういうような地域の中で、例えば友部の小学校とか岩間の小学校、そういう小学校区単位の中で、公民館分館が難しければコミュニティセンターをつくっていただきたい、あるいは土地を購入するから補助を出していただけないかというような要望があった場合には、今後どういうふうな考えを示すのかお聞きいたしまして、最後の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 私の方からは、公民館の分館のあり方ということで、それから中心にお話をさせていただきます。

これから生涯学習というのはとても大事、高齢化社会になってきて、生涯学習をしていく機会をどうするかということで大事だというふうにされまして、今般の教育基本法の中にも生涯学習の視点というのが明確に位置づけられたところです。

生涯学習は、学校教育と離れて、公民館というものをつくって生涯学習に当たるということで、笠間では、地区が広がったので中央公民館に対して地区の公民館、分館という形

で生涯学習をしてきます。友部、岩間は、公民館というものを一つつくって、そこで生涯学習に当たってきたと。

地域の集会所というのは、私は笠間ですが、私のところも地域の集会所ですけれども、地域の寄り合いとか昔はそういうことがあって、個人の家で話し合いだとかいろいろな行事を持っていた。でも、今の時代はそういうことができないので、地域で集まって地域の行事だとか、ちょっと飲んでもいいというような場所が必要になってきたということで、地域の集会所ができてきたのだろうと思うんですね。要するに、一番最初の求めているものが違っていたのではないかと。

ただ、今のような時代になってきて、地域がまとまるためのいろいろを活動をするといったときに、今の公民館というのは、地区の集会所として集まる寄り合いとか、そういう気軽なものには使えない仕組みになっています。これは法律に縛られているからそういうことになるわけですが、今、笠間としては、前の中央公民館、分館で成り立ってきたものをどういうふうにしていくかということがこれから課題だと感じています。今、公民館運営審議会ですらそういうことを話し合っていた部分です。

私は、基本的には、もっと使い勝手がよくやるためには、いわゆる公民館という組織よりも、むしろコミュニティセンター。公民館としては、例えば今の集会所で何か講座をやりたい、地域の歴史をみんなに話したいといっても、なかなかそういうPRだとか企画だとか、地域の区長さんを中心というのやりにくい部分があるんだろうと思うんですね。そういうことの支援を公民館ですていく、いわゆる出前講座であったり、地域のそういうことを活性化していくようなものを公民館の中に設置していく、そういう方向にすることが、現在のところいいのではないかと私どもでは考えているところです。

ただ、これだけの地域にそういうことをやっていくためには、今の公民館の人材であるとか人数はちょっと難しいところもありますし、組織上のこともありますので、その辺はこれから少し練っていかねばならないと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 大関議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には教育委員会の所管でございますが、先ほど来幾つかの質問がございしますが、現時点においては、公民館の設置、地代のことを含めて、要望があったものについては、現支援制度を継続していくという考え方でございます。

そういう中で、大関議員のおっしゃることは、笠間地区に12の公民館がある、その役割は十分果たしている。それと同じような機能を友部地区、岩間地区も必要なんじゃないかということが趣旨だと思います。

合併しまして、合併前のそれぞれ3地区の行政のあり方というのは違ったわけでございまして、それぞれ行政として力を入れていた施策だとか、どちらかというとなんまりウエ

ートを置いてなかった施策とか、そういうものが合併して形としてあらわれてきて、それが不公平なんじゃないかとか、そういう議論になっているものが幾つかあると思います。その最たるものが、一つは公民館制度なのではないかなと私は思っております。

ただ、考え方として、行政サービスをすべて高いところに合わせるとというのは、現実的には私は不可能だと思います。笠間地区にあって友部地区、岩間地区にないものを同じレベルに合わせる、これは理想としては必要ですが、その逆で、友部地区にあって岩間地区、笠間地区にないものもすべて友部地区に合わせる、岩間地区にあるものもありますが、すべて高い位置に合わせて施設整備をしていく、私はそれはちょっと不可能なのではないかなと考えております。

例えば公民館もそうですが、市民球場、野球場なんかもそうでございます。笠間地区にあるのを友部、岩間地区につくるということは不可能でございますし、その使う目的も違います。

ただ、公民館については、地区公民館については広い意味でのコミュニティの拠点になっているのは事実でございます、地区の集会所というのはもうちょっと狭い単位のコミュニティの拠点になっているんだと私は思います。

そういう意味では、今、公民館運営審議会に諮問しているところでありますので、それ以上踏み込んだ考え方はこの場では申し上げられませんが、その審議会の答申を踏まえて、今、課題になっているものをどう解消していくのか。広い意味でのコミュニティの拠点、そういうものが必要になってきたときにそういうものをどうするのか。それは、答申を待って教育委員会とも議論していきたいと考えております。

それと、狭あい道路についてちょっと補足をさせていただきたいと思います。基本的には4メートル以上が舗装であるということについては、この考え方は変わりありません。ただ、部長からも話がありましたように、最近の宅地開発じゃなくて、古い時代の宅地開発なんかをやってところで、住宅地が連檐しておりまして、どうしても4メートル以下で、拡幅することができないという地域が笠間市内に存在することも現実でございます。それをずっと永久的に広がることを待って舗装するのかというと、これも地域の住民の人にとってはちょっと困った話だなということだと思います。そういうことで、要望も来ているわけでございます。

部長の方では、そういうところを舗装という話をしましたけれども、舗装ということを決めたわけではございません。そういうところをどうしていくか。いつまでも4メートルに広げる努力をしていくのか、場合によっては舗装も含めて何らかの砂利道を少し改善されるような方法がないのか、その辺含めて検討をさせていただきたいということでございます。

それから、先ほど申しましたように、集会所の土地についても、現在の制度で現時点では運用していきたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時5分より再開いたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時04分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番町田征久君が退席いたしました。

次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

5番（石田安夫君） 5番石田安夫でございます。一般質問を始める前に、ちょっと市の職員の管理者の皆様にお願いがございます。市民の要望や苦情は文書で残し、担当者がかかった場合、職員同士の引き継ぎをお願いしたいということがございます。これは、ことしになって区長さんといろいろな話をいたしまして、引き継ぎがなっていないということで、4人ぐらいの区長さんからそういう意見がございましたので、よろしく願います。

それでは、一般質問を行います。

初めに、拠点避難所整備について伺います。

本年度中に公的避難所には備蓄倉庫を整備し、発電機、投光機を配備し、また飲料水を確保できるよう井戸を掘るということを私の市政懇話会で報告したところ、市民より2点ほど対応を伺ってほしいということで、ここで伺います。

1点目は、年度内に拠点避難所が整備されますが、保守点検はどのようにするのか、対応をお伺いいたします。次に、避難所のトイレの整備については、どのような考えがあるのかお伺いをいたします。

次に、2点目として、定住化対策についてお伺いいたします。

平成24年度予算編成に当たり、重点施策として定住化対策経費を上げており、本市では合併時よりも人口が約2,000人減少し、また、近い将来確実に一般財源は減収にあり、今まで以上に具体的な対策で対応していくことが必要と考えております。

定住化対策は多岐にわたり、例えば就職・地元定住、Uターン就職、後継者の促進、結婚、出産、子育て、保育、教育、公共賃貸住宅、住宅地の提供、企業誘致などございます。そのほかにもたくさんありますが、どのような組み合わせですか。

本市では、住み続けたい、住んでみたい都市を目指し、広域交通の要所という地の利と県立中央病院などの医療福祉施設、さらには本市が有する豊富な資源を生かして、定住化対策に係る施策を重点施策するということがございます。具体的な施策はあるのか伺います。

答弁により2回目の質問をいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 5番石田議員の拠点避難所整備についてのご質問にお答えいたします。

年度内に整備する拠点避難所の保守点検はどのように対応するのかというご質問ですが、教育委員会と調整をしながら、設置した各小学校及び施設の管理所管課で保守点検を行ってまいりたいと考えております。また、避難勧告や避難指示に即座に対応できるよう各拠点避難所で避難所対応の訓練を行い、あわせて使い方の確認等を実施してまいりたいと考えております。

二つ目のトイレの整備についてはどのような考えがあるのかというご質問ですが、災害時における避難所の衛生環境を整えることは重要なことであり、その中でもトイレの設置については十分考慮すべきことと認識をしているところでございます。

今回の震災時においては、既存のものを応急的に活用するとともに、それに加え6カ所の避難所に22基の仮設トイレを設置し、対応したところでございます。

災害用トイレは、下水道直結型のマンホール対応トイレや貯留式の簡易トイレなどがございますけれども、設置にかかわる経費や維持管理等の費用対効果を踏まえ、仮設トイレによる対応が効率的と判断し、今回22基の提供をいただいた市内の業者さんと、災害時における拠点避難所等への仮設トイレ設置に関する協定の締結を行ったところでございます。

また、し尿収集につきましても、やはり今般の震災時にご協力いただいた業者さんと災害協定を進めているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長 小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 5番石田議員の定住化対策の中で、市は重点施策として具体的な施策はあるかというご質問でございます。お答え申し上げます。

笠間市では、急速な高齢化と生産年齢人口の減少という人口構造の変化の中、常住人口によりますと、合併時の平成18年3月19日現在では8万1,256人であったものが、平成23年12月1日現在では7万8,774人ということで、毎年約450人ほどの人口が減少しているところでございます。

これは、地域経済の社会保障制度を初め、希薄化する地域コミュニティ、それから住宅における空き家の増加など、さまざまな面に影響をもたらしておりまして、そこで、人口社会増減に着目した定住化対策につきましては喫緊の課題であり、平成24年度の重点事業として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その具体的な施策といたしましては、少子化対策に積極的に取り組みまして安心して子育てのできる環境整備、それから都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合いまして理解を深め、定住化につなげるためのグリーンツーリズム事業を実施し



てまいりたいと考えております。

また、笠間市において転入転出の数が最も多い年代は20代でございます、その主な理由は就業によるものであります。この対策といたしまして、雇用の確保という観点から、企業誘致、事業所の活性化にもさらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

今後、笠間市が住む場所として選択されるためには、住環境の質の向上に取り組むなど笠間市の魅力向上に努めてまいります。

また、都市と地方との交流、共生によります地域の活性化を目指して設立されておりますふるさと回帰支援センターなどを利用いたしまして、笠間市のPR事業にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

5番（石田安夫君） 丁寧な答弁ありがとうございます。拠点避難所の方は理解いたしました。

ただ、1点だけ、備蓄食料については、ちょっと細かいんですが、どういう考えでいるのか。そういう計画もいろいろあると思うんですが、そういうのはどこが担当して、どういうふうに開設するのか伺いたいと思います。

重点施策として定住化対策ということで質問いたしました。一般的な答えが返ってきたと思うのですが、全国の約2割の市町村で定住化対策をやっていますので、いろいろな施策がございまして、それを見ていると、今言われたような内容もございまして。若者に対することとか、あと定年して田舎暮らしをするとか、あと就職とか、そういう部分のことがあります。そのほかにも保育料の減免とかいろいろな部分、あと企業誘致はわかるんですけども、方向性として、笠間市のホームページを見ますと、全然定住化なんてどこにもないし、いろいろ調べたんですけども、少子化対策なら少子化対策こういうことをやっていますよ、若者に対してはこういうことを推進していますよ、また高齢者、定年退職して田舎暮らしする人にはこういうことをやりますよ、そういう具体的な話をしてほしいです。

それをできればパッケージにして、実際、全国の定住化施策を見ると、いろいろありますよね。若者地元定着事業とか、雇用アドバイザー、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センター、あと保育料の減免とか、そのほかにも用地を取得して住宅を建てるとか、いろいろな部分のものがあるんですよ。それをパッケージにして、前にも、文化人を笠間市に定住してもらおうような、300坪ぐらいの土地を設けて人を招いたらどうだという話をしましたけれども、そういう部分で一つにまとめてもらって、笠間市として定住化こういうことをやっていますよというのがわかるようなホームページをつくっていただきたい。

もう一つは、具体的に、定住化といっても年間何人ぐらい、何世帯ぐらいの人数を笠間

市に定住させるのか。そういう具体的な人数も目標を設けて、例えば年間50組、1年で50組だと10年で500組ですけれども、そういう目標を立てていただきたいんですね。

重点施策とするわけですから、明確にアピールをしていただいて、具体的に笠間市はこういうことをやっていますよというものをもっと出していただいて、明確なその目標を立てていただきたい。その辺の回答をいただきたいと思います。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 石田議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、備蓄食料を用意する担当課はどこなんだという話でございます。これは、総務課内の危機管理室の方で対応してまいりたいと考えております。

備蓄食料でございますが、乾パンのようなクラッカー状のもの等を用意しておきたいと思うのですが、拠点避難所1カ所当たり300食を予定しているところでございます。あと飲料水等も1.5リットルの240本程度を1カ所当たり配備しておきたいと考えてございます。

保存年限もございますので、1年から2年という期限がございますが、これらの状況を見ながら、随時更新をしていきたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 石田議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

議員言われるように、笠間市では、24年度に重点施策ということで定住化を挙げております。現在、笠間市の総合計画後期計画を策定中でございますけれども、その中で三つの重点施策を挙げております。健康都市づくり、防災力の向上、そしてもう一つの地域活性化という中に定住化対策というのを織り込んでいるところでございます。

ご存じのように、笠間市は地理的条件は有利なところでございまして、鉄道にしても高速道路にしても有利な地域でございます。

そういう中で、定住化について何かが一番必要なのかということになりますと、先ほど議員言われるように、働く場所の確保、それから住みよい環境づくり、少子化対策ということがまず挙げられるのかなと思いますけれども、働く場所を確保するためには、企業の誘致、あるいは企業の努力もお願いするようなことになろうかと思います。

それから、住みよい環境づくりには住宅施策、あるいは区画整理、具体的に言えばエコ住宅をどういうふうにするかとか、そういった魅力ある若者が住みやすい環境づくりというのも一つ考えられるのかなと考えております。

さらに、少子化対策につきましては、安心して育てられる環境づくりというのが一番大事なのかなと考えておりまして、笠間市では、保育料の軽減、ファミリーサポート事業、さらには、現在、児童館を建設しておりますけれども、来年の4月には児童館ができるというような状況でございます。

議員言われるように、そういう中で何が大事かということ、やはり数値目標を立てるというのは重要なことかと思っております。ただやろう、やろうと言いましても、何かの形で尺度が

ないと、その完成度というのをはかれないという部分がございますので、笠間市におきましても、後期の笠間市総合計画の中では、数値目標を立てながら一つ一つ検証していこうということで、現在、来年度に向けて調整をしているところでございます。

そういう中におきましては、来年度の推進に対しまして、組織機構についても一部を見直しをさせていただきまして事務事業の明確化を図っていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

いずれにしても、今、一番大事な定住化については力を入れていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

5番（石田安夫君） 1点だけ、パッケージにして、子育て支援とか、ファミリーサポートとかいう話が出ましたよね。それが、定住化施策として一つの画面になってないということなんです。要するにPRしてくれと。いろいろ笠間市たくさんやっているんですよ。それを見た人がどういう笠間市なんだというのがわからなければ、幾らここで言葉を並べたって何もならないわけですよ。その部分で明確にホームページなりに、定住化施策としてこういうことをやっていますよと提示してくださいよ。それ、もう1回答弁してください。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） それでは、3回目のご質問にお答えしたいと思います。

議員言われるように、いろいろやっているのは外部に発信しないと、笠間に住みたいという方の目に触れないということもあろうかと思えます。そういう面も含めまして、24年度、そういった組織の中でいろいろ協議しながら、一つのパッケージとしてホームページに出すということは十分私どもの方でも考えさせていただくところでございます。よろしくお願いたします。

5番（石田安夫君） 終わります。

議長（柴沼 広君） 石田安夫君の質問を終わります。

次に、1番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

1番（畑岡洋二君） 1番、政研会の畑岡洋二でございます。通告に従い一般質問をいたします。

質問事項は二つです。一つ目は、市政情報の市民への提供方法について、二つ目は、笠間市一般廃棄物処理手数料収納事務委託手数料についてでございます。

さて、3月11日の東日本大震災を経験した市民の多くが、非常時における情報提供の方法に強い関心を持ったことは疑いのないことだと私は思っております。

そこで、ことしの第2回定例会において、聞き取りにくい防災行政無線対策として、笠間市へのコミュニティFM放送の導入について一般質問させていただきました。これは異常時を念頭にした質問でしたが、今回は平常時、ふだんの生活の中での情報提供の方法に

ついて質問させていただきます。平常時にできないことは異常時にできないだろうと考えたからでございます。

1 番目、市政情報の市民への提供方法についての質問です。

現在使われている笠間市の広報媒体、連絡媒体として、1、「広報かさま」、「広報かさまお知らせ版」、笠間市ホームページ、かさメール、防災行政無線、五つのそれぞれの役割と特徴をまずお伺いいたします。

続いて、2 番目、笠間市一般廃棄物処理手数料事務収納委託についてです。

私がまちを歩いておりますと、笠間市指定の可燃ごみ収集袋取扱店から、合併により収納事務手数料の決済方法が煩雑になり困っているとの話を伺います。これは、合併時において1市2町のそれぞれのルールを一本化させたと伺っております。これまでの5年間、担当部署において問題はなかったのか、現行の仕組みと行政側からの問題点について伺います。

また、収納事務手数料の決済方法の再検討はできないかということをお伺いしたいと思います。

これで第1回目の質問でございます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 1 番畑岡議員の市政情報の市民への提供についてお答えを申し上げたいと思います。

その中の広報媒体のそれぞれの役割と特徴についてというご質問でございます。

「広報かさま」は、広報活動の中心と位置づけておりまして、市の重点施策や新規事業の趣旨、各事業進捗状況などをわかりやすく紹介するほか、食、健康や市民活動などをテーマに定期的に掲載するコーナーを設けまして、より市民に親しみやすいものとなるよう努めているところでございます。

また、「広報かさまお知らせ版」におきましては、「広報かさま」だけでは記載できない市、県、国などからのお知らせ、それから募集、そういった情報の提供に特化いたしまして、「広報かさま」を補完する意味で発行をいたしております。

また、ホームページにつきましては、市の施策や事業内容を迅速にわかりやすく提供することはもちろん、笠間市の魅力を市内外の方に発信しております。多くの情報を提供することができると同時に、速報性のあるタイムリーな情報が発信できる特性がございます。

かさメールにつきましては、行政情報、災害情報、防災無線情報、観光情報、火災情報、不審者情報、放射線情報の七つの情報を希望者の携帯電話やパソコンに発信するメールマガジンでございます。11月現在では、1,385名の登録者がございます。

また、防災行政無線につきましては、大規模災害発生時の避難勧告、避難命令などを告知、それから災害情報を市民に伝達する役割を持っておりまして、一斉に多くの市民に情

報を伝えることができるものでございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 1番畑岡議員の質問にお答えいたします。

まず、収納事務手数料の決済方法についての現行の仕組みでございますが、一つには、可燃ごみ収集袋取扱店に納入されました代金は、市の会計上は一般廃棄物処理手数料ということで小売店から市へ支払われます。さらに、小売店は毎月市へごみ袋の販売実績を報告し、市はその販売実績に基づき収納事務委託料を小売店に支払っております。現在は、この2段階の事務手続を行っております。

この手続につきましては、3市町合併の際に事務協議において統一した経緯がございます。合併時に慎重な協議を経て取り入れた手段で、行政側としては特に問題は感じませんでした。しかし、その後の取り扱いの中で小売店から要望として、事務手続が2段階であり、煩雑であるとの意見が寄せられました。そのため、会計処理を関係部署と調整するとともに、可燃ごみ収集袋取扱店に納入された代金から当該手数料の収納事務委託料を差し引いた金額を小売店から市へ支払う繰りかえ払い方式を検討しました。

この方式の主なメリットとしては、小売店から報告書提出や市から小売店への手数料支払い事務がなくなることにより、小売店、市ともに事務の簡素化が図れ、会計処理が迅速に行われる点があります。反面、デメリットとしては、小売店への納品、在庫数の確認体制が弱くなる点がございます。

これらのことを総合的に勘案しまして、繰りかえ払い方式により、指定ごみ袋の取り扱いを行うことといたしました。現在は、この繰りかえ払い方式を平成20年4月から実施することを目標に、スムーズな事務の移行を図るため、小売店に対しまして、ごみ袋の在庫数の確定の依頼や新たな事務手続の枠組みの説明の準備を進めているところであります。

議長（柴沼 広君） 畑岡洋二君。

1番（畑岡洋二君） では、2番目の質問の答弁から質問したいと思います。

事務が2段階であったものを1段階に簡素化するというのを伺いました。また、一般小売業者との間でも話し合いを持ちながら進めるということでありましたので、今後とも改善の方を問題なく改善できるようによろしく願いいたします。

一つ目の市政情報の市民への提供方法についてであります。今、市長公室長よりありましたように、それぞれの媒体に特徴がありまして、それぞれ短所長所を持ちながら短所を補っているということでありました。

では、例を挙げて現状を確認してみたいと思います。ことしの8月17日、18日、25日、31日の延べ4日間にわたり実施された行政評価外部評価委員会の結果が、市民へどのように伝えられたかということでございます。

まず、委員会の開催案内は、「広報かさまお知らせ版」では8月4日付、ホームページ

では8月8日付で見ることができます。私も、これらの案内により4日間のうち3日を傍聴し、資料などもいただきました。ただ、残念なことに、傍聴者はそれほど多くなかったように記憶しております。

続いて、これらの結果、議事録、評価結果の公開はどうなっているのでしょうか。議員への結果は、配付、説明ありましたが、市民への対応はどうであったかということです。市のホームページの行政評価の画面ですと、評価資料、議事録などが閲覧できるようになっていました。全部で314ページにも及んでおりました。かなりの量でございます。行政の姿勢としては、情報開示を行っていますので、この点は十分評価していいものと思います。

でも、考えてみてください。これはホームページを見ることのできる市民への対応だけになっております。ホームページを見られる環境にない市民への対応はどうだったでしょうか。多分、担当部署へ申し出なければ見ることはできないでしょう。

また、平成23年度の予算についてはどうでしょうか。予算概要は、「広報かさま」では4月号で市民へ周知されております。ホームページでは、笠間市予算概要版が2月22日付で63ページ分が公開されております。また、「わかりやすい笠間の予算」が4月14日付で公開されております。

しかし、あの400ページ以上の分厚い予算書についてはどうでしょう。図書館へ行けば許可なしに閲覧できます。ところが、これが市役所へ来ると、やはり担当部署へ申し出なければならぬはずで、これは私は非常におかしいと思っているわけです。ホームページや図書館で自由に閲覧できる資料は、市役所でも自由に閲覧できる環境にあるべきだと思っております。

では、他の自治体はどうなっているのかと思って、一、二調べてみました。新潟市やさいたま市などは、各種統計、予算、決算、各種計画書、議会議事録などの市の刊行物や白書、統計年鑑などの国、県等の刊行物、外郭団体に関する資料やNPO法人等に関する資料、市が設置している各種審議会などの会議録、官報などが閲覧できる充実した市政情報コーナーが設置してあるようです。

そこで、1番目の項目の2番目の質問でございます。笠間市の市政情報コーナー、市役所本庁、支所を含めて、市役所の市政情報コーナーの考え方について伺いたいと思います。

また、さきに触れました笠間市ホームページについてでございます。ことしの流行語大賞のトップテンにランクインした情報端末スマートフォンに代表されるように、昨今の情報ネットワークの進展は目を見張るものがございます。ですから、ホームページ上での情報提供がより重要であり、また情報提供の効果的になるものと私は考えております。

実際、タウンミーティングなどでも、市長の答弁の中で、情報伝達手段としてホームページに言及することもあります。最近、ホームページがリニューアルされ、行政としても力を入れていることが見られ、頼もしい限りでございます。

そこで、私なりに使ってみました。幾つかの例を提示してみます。例えば笠間市公共マップです。ここに公民館という項目がございます。この公民館を見てみますと、笠間公民館、友部公民館の二つしか出てきません。でも、よく見ると、教育委員会のホームページに出てくる岩間公民館が見当たりません。まして、先ほど大関議員が触れました地区公民館においてはなかなか見つかりません。市長と語ろうタウンミーティングに使われる地区公民館なの입니다。やっと笠間市条例188号、笠間市公民館の設置及び管理に関する条例で見つけることができた次第です。

また、図書館、やはり笠間図書館、友部図書館の二つしか出てきていません。岩間図書館はどこに行ってしまったのでしょうか。岩間図書館は、複合施設として出てくるようです。これでは、初めて笠間市に住んだ人にはなかなかわからないと思います。宝探しをするなら楽しいでしょうけれども、これでは笠間市を正しく伝えるのは難しいでしょう。

例として、次は情報公開制度の画面です。委員会、審議会などの開催が告知されていますが、これらの結果がどこに載っているのかよくわかりません。行政評価外部評価委員会の資料が300ページ以上積極的に公開されているのとは大違いです。

そこで質問です。

ホームページ作成の基本的な考え方について伺います。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 畑岡議員の2回目の質問でございますが、まず一つは、情報コーナー、こういったものを設けたらどうかというご質問かと思ひます。

市民の市政への参画、それから行政と協働で推進するためには、市民と行政が情報を共有化するという事は大事な事であると考えております。市が現在目標として目指していること、その実施内容について、あるいは重点目標について、市民にわかりやすい情報の伝達というのは大事かと考えております。

そういう点におきまして、市民の目線に立った情報の伝達というのはしていかなければならない、それが我々行政の責務というふうにも感じているところでございます。

そういったところから考えますと、議員のご提案のありますそういった情報コーナーを市の窓口等につくるということは、非常に重要なことであるし、大切なことかなと思ひます。市役所に市民が訪れて、時間のあるときに何げなくひもといた一つの資料が市民にとって大きな重要な情報になったり、私どもとしましても、そういう情報を一人でも多く知っていただくということが、これからの行政運営上に大いに役立つと考えております。その辺につきましては、検討して、設置の方向で向かっていきたいと考えております。

それから、ホームページの基本的な考え方についてでございますけれども、市では、市民が目的の情報に容易にたどり着けるように、見やすく、使いやすいものにする事を基本にホームページを作成をしております。初めて笠間市のホームページを閲覧できる方でも容易に目的の情報にたどり着けるように、そういったことを考えまして、情報を幾つか

に分けて、一つは、暮らし、行政、観光、ビジネス、もう一つは、訪問者が閲覧できると思われる多くの話題性のある情報は別の情報で出しているような状況でございます。

このほか、ホームページには常に多くの人々が利用できると思われ、観光情報、それから笠間市のプロフィールなどを配置いたしまして、出産、子育て、結婚などの生活上の情報、こういったことも検索できるように利用者へのさまざまな配慮を行っているところでございます。

そうは申しましても、今、議員言われるように、いろいろな形で検索していく中で不都合が生じているということも、今、議員から言われて、なるほどなという感じをいたしているところでございます。我々行政マンから発信していますので、ある程度わかっているような感覚で物をやっているというのが大きな間違いなのかなと感じているところでございます。やはり市民が検索しやすい形でつくるというのは重要な部分かと考えております。

したがって、情報というのは、相手に伝わって初めて伝えたということになると思いますので、その辺を十分反省しまして、今後、市民の立場でやるような形、チェック体制なども十分に考慮しながらホームページの作成をしていきまして、どこで検索しても入っていけるような、そういったシステムに勉強しながら変えていく、そういった方法が必要なのかなと考えております。

その中で、チェック体制を強化しまして、例えば現在23名ほどの市政モニターさんがいるわけでございますけれども、こういった市政モニターさんに見ていただいて、どこがわかりづらいとかいろいろご意見いただきながら、だれにでも見やすいホームページに作成するように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（柴沼 広君） 畑岡洋二君。

1番（畑岡洋二君） 非常に前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。

よく灯台もと暗しと言われるけれども、情報を持っている立場の人は、いつでも情報を見る状況にあるものですから、見られない人の立場を忘れがちです。これは何も行政執行部だけではなく、議員私たちも一緒の立場だと思っております。やはり笠間市のいいところをしっかりとホームページその他いろいろなメディアにのせて、差別化を図るためには非常に重要だと思っております。

最後に、市長にお伺ひしたいと思ひます。

まだまだ市政情報の提供の仕方には改善の余地があると私は考えております。大きな予算をつけなくても、視点を変えることで対応できることがあるはずだと私は思っております。情報提供におけるPDCA、よくこの言葉、行政の方からも聞こえると思ひますけれども、PDCAのプラン・ドゥ・チェック・アクションのチェックを時々やっていただいて、市長ですからすべての情報が上がってきますけれども、それを一市民の立場に立って、ホームページから、どうなっているんだろうとのぞいていただければ幸いかと思ひます。この辺、市長、ご答弁お願ひいたします。



議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 畑岡議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

行政は、さまざまな情報を持っております。情報公開ということ、また情報の市民との共有、こういうことは昨今の行政においては大変重要なことだと思っております。住民の皆さんに伝えるべく努力、改善、そういうものを行っていきたく思っております。

現在は、情報をしっかりと伝える手段としては、やっぱりホームページが一番なのではないかなと思ひます。

ただ、行政としてそういうお話をすると、ホームページは全員が見られるわけではないということがよく返ってきます。これは当然といえば当然のことなんですが、ホームページを中心にほかの方法で情報を伝達することが必要だと思ひますが、一番ボリューム的に伝えられる方法というのは私はホームページだと思っておりますので、その点の改善をより見やすい形にしていきたく思ひます。

それと、行政はいろいろな情報を出しておりますが、住民の皆さんにも、情報をとる努力、そういうものも一方では必要ではないかなと思っております。「そんなの流れてたの」とか、そういう意見もよく聞きますので、お互い改善はしていきたく思ひます。

1 番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

議長（柴沼 広君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、1 時より再開いたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

---

午後 零時 5 9 分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12 番西山 猛君の発言を許可いたします。

1 2 番（西山 猛君） 12 番西山 猛でございます。一般質問通告しておりますとおり質問したいと思ひます。

まず、1 番目につきましてでございますが、行政区制度の適正運営についてということで、（1）、（2）、（3）と分けました。

（1）現在の制度化で運営されている地域住民自治の実情はどうか伺う。

（2）笠間市行政区制度の適正な運営方針についての検討報告書に対する分析について伺ひいたします。

（3）今後の運営課題について伺ひます。

この件につきましては、既に質問に立たれております議員各位の中で、区長制度、あるいは公民館問題等々の中で重複する点あるかと思ひますが、答弁をいただきたいと思ひま

す。

2番目、通年型「かさまの観光」の実現について、これも三つに分けてみました。

(1)として、市内主要観光スポットベストスリーの年間データを、費用対効果を含めてお伺いいたします。

(2)現状の課題について伺います。

(3)10年後の笠間の観光と市の発展についてお伺いいたします。

この件につきましては、茨城県中央地域観光協議会ということで、市長が主たる関係者、構成員となっていますが、県中央地域首長懇談会の構成団体で構成されている広域観光の推進を図る目的の協議会でございます。この辺を答弁の中に盛り込んでいただければ幸いかなと思っております。

その点につきましては、観光スポットベストスリーということになりますと、今、県中央地域の観光の中で水戸、笠間、大洗ということで、笠間の部分では、笠間の稲荷神社、日動美術館、県の陶芸美術館、北山公園、愛宕山と五つ出ていますが、当然その辺がベストスリーの中ということだと思っております。したがって、その点重視したいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

3番目でございますが、「統計かさま」、これは既に我々に配付になっております。これから見えてくる市の実情について、これはかなり詳細に数字で表現されております。特にこの部分で教育長ということで答弁をお願いしておりますが、教育文化部門のところ、37ページですが、項目で10になりますが、児童生徒の人口数、それから職員数、この辺のところを含めて総合的にお答えいただければ幸いです。23年度「統計かさま」から見えてくる市の実情ということで、現在の笠間市の実情をこの統計の中から、特に教育部門を見据えて答弁いただければ幸いですと思っております。

2番目の通年型の「かさまの観光」について、ベストスリーの中に当然入るだろう笠間稲荷神社の件でございますが、笠間稲荷周辺整備について、11月21日全員協議会が開かれております。全員協議会なんです、ほとんどが執行部から提示される案件につきましては報告事項ということになっております。この中で私が個人的に思うのは、全員協議会ですから、協議事項ということで、一定の範囲、一定の時間は協議すべきなのかなというのが私の考えでございます。

その中に、報告事項ということで、このときには11項目ありました。その4番目にありましたが、井筒屋跡地の利活用について、これはまさにこれからの観光の課題になるかと思っております。報告事項ということで、二、三の質問しかその段階ではできませんでした。改めて、この一般質問の場をおかりいたしまして質問するわけでございますが、その点詳細について、第1回目の質問であります、ベストスリーに笠間稲荷神社が入っているとすれば、その周辺整備の一環として、この井筒屋の跡地の利活用について、既に報告事項になっておりましたこの件についての詳細を答弁いただきたいと、このように思います。

よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 12番西山議員のご質問、行政区制度の適正運営についてお答えしたいと思います。

現在の制度下で運営されている地域住民自治の実情はとのご質問でございますが、現在の地域住民自治は、既存の行政区が、地域の共通する問題の解決や各種行事を運営する機能を果たし、この運営の中心的役割は区長が担っているものと認識しております。その中にありまして、近年は、地域のつながりがやや希薄化しているのではないかと考えているところでございます。

次に、笠間市行政区制度の適正な運営方針についての検討報告書に対する分析はとのごことでございます。

笠間市行政区制度の適正な運営方針についての検討報告書につきましては、平成22年12月に、行政区の規模のばらつき、区長報酬の格差等の課題について市から区長会に意見を求めたことに対しまして、区長会役員16名から成る笠間市行政区検討委員会で検討を重ね、先月1日に報告をいただいたものでございます。

区長報酬の考え方につきましては、区長は非常勤特別職としての一定の職責を担っているということから、いずれの区長においても同一に算定する部分、基本額と、地域をまとめる労力という観点から世帯数に比例する部分、世帯割額を加味することについては、従来からの市の基本的考え方と同様でございます。しかしながら、現状の各行政区の公平な報酬という観点から見ますと、小規模区の方が多く手当てされているという不公平感は否めず、区の世帯数は30世帯以上200世帯以内とすることが望ましいとされたところでございます。

また、現状の区の運営の中で、長年の歴史や地域的特性等のある地域の実情を勘案すると、1区当たり30世帯程度以上が適当であるとし、また、最大世帯数を200世帯とすることについては、10世帯から15世帯を一つの班として構成し、班の数も15班以内とすることが望ましい区の規模であると報告されたところでございます。

区の世帯数について、一定のボーダーラインを示していただいたことは大変ありがたいことと考えておりますが、一方では、単に区の規模を合理的見地からのみで判断すべきではないとしたものでございまして、今後の区の運営を考える上で重要なものであると考えているところでございます。

また、区長報酬の基本額や世帯割額の見直し案も報告されておりますけれども、今後、この報告を尊重してまいりたいと考えているところでございます。

今後の運営、課題についてでございますが、現在区が抱えている問題、課題の最たるものは、アパートや貸家等に入居する方がなかなか区に加入されない。また、区長としてこ

れら転入転居者の情報が得られないということが挙げられるかと思えます。

市では、新規転入者等の届け時に際して、該当地区の区長への情報提供を行う場合の同意取得に努め、行政区への加入促進を図っているところでございます。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 12番西山議員のご質問にお答えします。

市内主要観光スポットベストスリーの年間のデータでございますが、笠間稲荷神社周辺で開催される初もうで、笠間の菊まつりには約158万人、笠間芸術の森公園で開催される笠間の陶炎祭あるいは匠のまつりには41万人、それから愛宕山天狗の森周辺、スカイロジヤ桜まつりには3万2,000人という見込みがございます。

費用対効果については、個々のスポットの費用算出はできませんが、平成22年度の市の観光予算額約1億8,500万円に対しまして、茨城県のデータによる1人当たりの観光レクリエーション消費額は、日帰り客で1人当たり5,300円となっております。笠間市内の回遊率を30%とした場合は、約65億円程度と推定されます。

次に、現状の課題についてですが、通年型観光を目指すための魅力向上や多様化するニーズに合った観光地づくり、さらに魅力あるまちづくりが課題であると思えます。

また、最近では、東日本大震災や福島原発事故の影響による風評被害などでございます。

特に宿泊施設については、収容力のあった2軒が震災の影響により閉鎖し、宿泊や団体昼食の受け入れ先が著しく低下している状況でございます。

次に、10年後の笠間の観光と市の発展については、今後加速する人口減少、少子高齢化のもと、その変化に対応するため、通年滞在型観光地を目指し、交流人口と滞在時間の拡大を図り、地域の経済効果を高めることが笠間市の発展につながると考えます。

その対策として、笠間の持つ自然、歴史、芸術など観光資源の特色を生かしたまちづくりや既存の観光素材の魅力向上を図ることが、観光交流による地域経済の発展にとって大切なことであると考えております。

それから、井筒屋跡地の利活用についてということで、稲荷神社周辺の観光スポットということでございますので、それらについてお答えしたいと思います。

この土地につきましては、市街地の角地でありまして、歴史的な価値ある大石邸、あるいは芸術の文化である日動美術館と連携しております。正面の建物については、老舗旅館として歴史的な風情を醸し出す建物であります。この場所を利活用することが、観光にとって非常に大切だろうということで考えております。門前通りを形成する重要な位置であり、先ほどお話ししました佐白山周辺の大石邸、日動美術館、さらにつつじ公園などと観光動線上にあり、地縁的、有機的に連動させることによって、この周辺が一体的に整備することが可能であると思われま。

このようなことから、今後、通年型観光が図れるよう整備についてコンサル等を含めて検討していきたいということで、先般報告をいたしました。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

「統計かさま」の37ページを見ての笠間市の課題ということでお話を申し上げます。

これは、幼稚園、小学校、中学校の学級数及び児童生徒数の推移について書かれている部分でございます。この表を見ていただきますとおり、本市の場合、例えば小学校で、平成18年と23年、合併当初と現在を比べてみますと、小学校の児童数は323人減っております。そして、中学校では221人減っております。学級数も当然減っているわけですが、学級数は小学校で4クラス減っていると、323人減っているのに学級数が四つしか減っていないというのは、今、40人学級と国で決められています。したがって、1学年1学級の子どもたちでも、例えば1クラス10人ずつで60人でも維持できますし、40人ですから240人、つまり240人から60人までの間で同じクラス、これは2学級になっても同じようになっていますので、人数が減っていてもクラスはそれほど減らない。ただ、こうやってみますと、やはり小さな学校が小規模化しているという現実がございます。

この小規模化について、ただいま学区審議会等で本市の子どもたちの学校規模をどうしようかというところで審議を続けているところですが、一つは、やはり少子化、子どもたちが減っているということで、学力向上も含めて、それから子どもたちの社会性の育成、そういうことにもいろいろ課題が出てくる。その辺を見きわめていながら、その対応が必要になってくるというふうに考えているところでございます。

また、中学校では、部活動であるとか、中学生ならではの活動が、子どもたちが少なくなってくるとなかなか設定しにくいということがございます。そういうことも含めて、この児童生徒の減に当たって、行政として、教育委員会としてどんなふうにこれから考えていくか、そういうことが、今でもそうですが、これからの課題になってくるというふうにこの表から私は考えるところでございます。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

12番（西山 猛君） 順に再質問いたします。

行政区制度の適正運営について、第1番目の質問の中で、地域住民の間のつき合い、向こう三軒両隣のおつき合いがやや希薄化しているという答弁をいただきました。私は、かなり希薄化していると思っております。

まず、現状から言いますと、例えば先ほど言いました班の構成が15人ぐらいがベターだということですが、今までは自宅で葬儀をしました。今はほとんどが式場です。笠間市においても広域の斎場持っておりますが、ほとんどが式場でございます。これは合理化、利便性いろいろなことを含めてなんだろうが、ややもすると、おつき合いはなくても、例

えば葬儀屋さんにこういう葬儀をしたいんだということになれば、そのような葬儀は手軽にできる。当然費用は伴います。

今までは、私が幼小時代のことを考えますと、炊き出しをして、いわゆる組内の人たちが、今でこそお葬式だといってなかなか会社も休めないという状況でございますが、本当に前後含めて1週間ぐらい休まなくちゃいけない。そして、昔は土葬ですから、六道さんが土葬の準備をしなくちゃならない。前日に穴を掘っておくとか、いろいろな手が要であると。今は全く要らなくなった。そういうことと、当然、行政区の事情というのが比例していくと思うんですよ。つまり周りの人にお世話にならなくても、お金だけ持っていれば、そのときそのときの事情で便利な方法が何通りもある。つまり義理を返すとか、義理をいただくとか、そういうことがかなり少なくなってきた。それが当然おつき合い。

さらには、農業が工業化しております。オートメーション化して、人の手をかりることはありません、「ゆい」、「よい」とか表現しますが、これがまずなくなった。遠くの親戚より近くの他人、これが全くなかったと私は思っております。

そう考えますと、私どもは戦後の高度経済成長の真ただ中に生まれ育っておりますが、本当に最後の、教育にしても最後の本来あるべき姿を経験したかなという思いはあります。

田んぼのあぜ道でお茶を飲んだり、おにぎりを食べたり、近所の皆さんで手の貸し借り、労働力の貸し借りをして、常に和気あいあい地域のコミュニティが成り立っていた。今は、そのような状況は見かけません。例えば農業にしても、労働力が機械化されております。お金があれば何でも頼める、そういう世の中になってしまいました。

ですから、先ほど答弁がありました総務部長の方も歴史ある地域でございますから当然わかると思うのですが、「やや希薄化」ではなくて「かなり」だと私は思っております。そういう中で、行政区の適正運営についてということになりますと、なかなか一朝一夕にいかないという感じが私はしております。

その中で、合理化というのみならず、いろいろな観点から見ていかなくちゃならないということで、私もそのとおりだと思います。加入促進を図るといふふうに簡単に答弁されておりますが、先ほど私の前に大関議員が質問されておりました公民館制度、私は、行政が求める一定規模の行政区を構築するとするならば、そこにきちっと恩典を与えるべきだと思っております。

今、現状では、震災後のいろいろな整備もあったでしょうけれども、建てかえだとか、例えばトイレ等の水洗化だとか、こういうことも含めてなかなか予算が伴わない、こういうところが多く見受けられます。しかし、そこには、れっきとした歴史や習慣、風習がございます。そういうものを壊してまで一つにしろというのは、なかなか難しいことだと思っております。だとすれば、共有するものを、一つ大きなエリアをくくって、そこに段階的に提供すべきかなと私は思います。いかがでしょうか。

行政の求める適正運営について地域の皆さんが協力するというならば、そこに恩典とし

て、今、直近の課題である公民館、集会所ということでしょうけれども、そういうものの管理運営等を含めて恩典を与える、こういうことを私は考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、通年型「かさまの観光」についてもう一度、このデータというのは、部長どういう算出なんでしょうね。158万人のトップスリー、やはりナンバーワンがお稲荷さんでしたね。158万人ということですが、県の……県ということは副市長に聞いてもいいんですけど、5,300円1人使うんですか。すごいですね。単純に計算して、すごいですよ。その根拠は、県のデータをそのままそっくり引用しているだけですか。例えば笠間市独自の何かはないんですか。1人5,300円というのはかなりの金額だなと感じたのですが。

なぜかという、ここは東京から1時間程度で来てしまうところですから、この笠間地区の中だけで、名所旧跡あるんですが、ここだけでというのはなかなか難しいでしょう。それから、宿泊の部分についてもなかなか宿泊場所としては適さない位置関係、これは皮肉にも道路のアクセスが余りにもよくなってしまったということで、この158万人はともかくとして、1人当たり5,300円という数字はちょっと難しいのかなと思っております。もう一度そこ、根拠等も含めて。

それから、現状の課題ということで、早々に東日本大震災後の実情ということで、主要宿泊施設が2カ所閉鎖してしまったということで、先ほど質問の中に入れた井筒屋さんが入っております。しかし、その後の事情の中で、閉鎖してそのままでは仕方ないだろうという大きな思いがあり、10年後のビジョンということで、通年型の「かさまの観光」を考えようじゃないかと。その中で、必要不可欠である井筒屋跡地の利活用ということになります。

さて、井筒屋の跡地利用について、既に先ほどお話したように11月21日に説明ありました、報告事項ということで。このバックデータ、このデータにつきましては専門家が起こしたんでしょうね。市の職員が、大体こんなものじゃないかなということで出したものじゃなくて、根拠があったはずですよ。その根拠というのは一体何に基づいているのか、そして一番大事な費用は幾らかかったのか、この調査をするのに幾らかかったのか。

宿泊施設ということで取り上げておりますが、あるいは観光主要スポットの中の顔ということで取り上げておりますが、目的が定まらなくて、これ目的が定まらないと書いてあるんですね、報告書の中に。明確な目的や利用方法の確定が求められていますが、弾力的に対応が可能であるということで、土地開発基金を利活用してこの土地建物を求めるというふうに位置づけております。つまり明確な目的や利活用の方法が確定されていない。いかがでしょうか。

そして、実際幾らでしょう、あの調査費。これは不動産鑑定士もみんな入っていると思っておりますが、解体費が4,200万円という数字も出ておりますが、土地代はともかくとしても、そういう根拠、これをはじき出すには費用がかかっていると思うんですが、問題が違って

しまうかもしれませんが、井筒屋跡地利活用についての根拠のうち、その前にこのデータをつくった費用どのくらいかかっていますか、お聞かせ願いたいと思います。

3番目、教育長から答弁いただきました。わかりやすく言えば、子どもが減って教員が残って、クラスは少人数化しているから学級はさほど減ってないんだと。単純なことですが、少子高齢化ということ、当然100人が100人知っていますよ。当然ですよ。つまりこういうことなんですね。

私、これずっと見ていて感じたのは、ややもすると、今、現場で、我々議員もそうですよね。議会の現場にいます。役所の現場にいます、執行部の皆さんも。現場の人たちは、多分、今どうしようか、これから二、三年後どうしようか、このぐらいなのかなと思うんですよ。

例えばこの学級の制度一つとっても、少人数が果たしていいのか。もちろんいいという人もいます。いや、そうじゃない、やはり一定規模の中で育てて社会に送り出すというのが教育の役目である、事務局の役目である、こう言う人もいます。一概に言えないにしても、現実として、子どもがいなくなって、学級数は一応横並び程度にしておいて、学校の先生はその程度数字があるとしますね。やはりお金はかかりますよね。だから、子ども1人に対する負担、かかっている教育費というのは当然上がってくるわけですね。単純にですよ。

でも、ややもすると、考え方によっては、今の子どもたちが、例えば中学校3年生の子どもたち、オギャーと生まれて15年後には中学3年生になった。オギャーと生まれて数えて7歳になれば小学校に入学するんですよ。そう考えたときに、先生の、教職員の配置というのはもっと考えられたんじゃないか。もっと極端なこと言ったら、学校だってこんなにふやすことなかったんじゃないかというように私は単純に思うんです。

これは過去のこととして、つくってしまった、採用してしまった、それは過去のこととして、今必要なのは、近い将来どうなるかわかったんだから、それを今どうしようということが大事だと思うんですよ。学区審議会等々のことはありますが、私も前に質問しましたけれども、そうそうしているうちにみんな定年退職しちゃいますよ。小さい、大きい別として、校長先生になって定年退職しますよ。

そんなことで時間稼ぎをしちゃいけないんじゃないかというのが私の率直な意見、これは反論もあるでしょう。しかし、学級数をふやすことでそれを補ってしまっている。それがいい教育だったら、今までのことはだめだったのか。ここに団塊の世代の議員さんおられます。この議員さんら、みんな机なんかなくて、いすだけでやった人もいると思うんですよ。それだってみんな立派に議員やっているじゃないですか。みんな立派にここに執行部並んでいるじゃないですか。それを問題をすりかえて、少人数がいいんだと、そういう国の方針だからと。こういうことで、私は、この笠間市の今の実情と照らし合わせたときに、これから不安だなと思って感じているんですよ。今ここで手を入れなければいけないと思っております。



もし教育長、その点何か意見、反論があれば、そこはお聞かせ願いたいと思います。私は、総論として、少子高齢化にどう対応すべきかといったときに、この数字を見れば明々白白だと、そのように思っております。お金がかかるようにできちゃっている。子どもは少なくなっちゃっている。

よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 再度のご質問にお答えをしまいたいと思います。

私も、地域のコミュニティというものを考えたときに、みずからの経験も踏まえた上で答弁させていただいておりますけれども、地域の連帯感といいたいでしょうか、つながりにつきましては、ややという表現を使いましたが、かなり希薄化しているところもあるのではないかという認識をしているところでございます。

今回、笠間市行政区制度の適正な運営方針について区長会の方で検討いただく際に、それぞれの地区の区長さん方からアンケート等を聴取しながら、それらを参考にして検討していただいたところでございますが、世帯数の少ない小規模の区の意見としましては、世帯数が少ないということは、当然のように区費が少ないので区の運営としてはぎりぎりの運営を強いられているという悩みを抱えている。しかしながら、全然知らない人たちと一緒にやっていくのもなかなか気が進まないという意見も出されているところでございます。

そういう意味では、先ほども申しましたとおり、区の一定規模については30世帯以上というのを、今後私ども一つの目安として慎重に対応をしまいたいと考えているところでございます。

それから、施設を共有化する上で何か助成制度は考えていないのかという話がございました。現在、私どもの市には、地域集会所建設・増改築に対する助成制度がございますので、現在のところこの助成制度を活用していただくということを考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 産業経済 岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 西山議員の再度のご質問にお答えします。

まず、先ほど答弁しました158万の根拠ということでございますけれども、観光動態ということで毎年茨城県が行っております。笠間のレクリエーション現況ということで毎年行っている中で、施設的には、定点観測といいますが、同じ場所を実施しているものでございます。笠間地区におきましては笠間稲荷神社、あたご天狗の森、これは原則として5月、8月、11月、2月、これらについて調査員を配置して、その中でアンケート、あるいはカウントによって推測している。それから、各施設が行うイベント入れ込み報告、それから各観光施設、先ほど出ました陶芸美術館とか入場料を徴している施設の入れ込み客、それらを報告し、茨城県全体の入れ込み客というものを推計しております。

その中で、先ほどの158万人という数字につきましては、私どもが報告しています笠間

の菊まつりが77万5,000人、これは平成22年でございます。それから、稲荷神社の初もうでが81万人ということで、これらが入れ込み客数ということでございます。

それから、5,300円ということでございますけれども、これにつきましても、先ほどお話ししました調査員によるアンケート調査の中で、それぞれ個々の聞き取りをしております。これは県内全域でございます。笠間市ばかりではなしに水戸であるとか大洗であるとか、そういうところでも全部行っているということで、その中には、どこからいらっしゃったか、どういう目的で来たのか、何泊するのか、日帰りなのかというようなことでございます。

その中で、今回の旅行で使う費用についても設問がございまして、これにつきましては交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料、その他、あるいはパック料金ということで、旅行の中でどのぐらいの経費を使いましたかというアンケートをとっております。そういう中で分析しているのが5,300円ということでございます。ですから、回遊率といいますが、その人が1日に使う額ということで考えております。宿泊につきましても、そういうことで宿泊の値段を出しているという状況でございます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 私の方から、旧井筒屋さんの跡地の調査費用ということで答えさせていただきたいと思えます。

前にもご説明申し上げましたように、ここについては不動産鑑定をかせさせていただいております、簡易不動産鑑定ということで、おおむねどのぐらいの額かという試算をするための調査を依頼したところでございまして、その調査費につきましては20万円弱ということで調査をさせていただきました。

そのほか、ここに書いてございます解体費用が幾らかとか、そういうやつにつきましても、今まで笠間市がいろいろな建物を解体したデータをもとに、RC構造は大体坪幾ら、木造の場合は坪幾ら、鉄骨の場合は坪幾らという今まで持っていた情報から算出をしたものでございまして、これにつきましては費用がかかっていない、自前で算出をさせていただいたという状況でございます。

それから、この土地につきましては、土地開発基金で取得をとということでございますけれども、これにつきましては、公共の利益のために取得する必要がある土地という解釈のもとに土地開発基金で取得を考えているところでございまして、この目的につきましては、先ほど産業経済部長が話しましたように、稲荷町門前通り、あるいは笠間市の観光の核となるべく土地利用を図るということで、現在取得を考えているわけでございます。

今後につきましては、事業計画を立てまして、その中で何がいいかというのは現在柔軟に考えているわけでございますが、どこが事業主体で、どういった事業をやるかというのを明確にした中で、事業主体をはっきりして、その目的に合った予算の確保をして、土地開発基金から買い戻しをして事業実施をしていくと、そういう手順で今後やっていきたい

と考えておりました、何回も申しますが、目的につきましては、稲荷神社周辺の整備、あるいは稲荷駐車場からの周遊する日動美術館を含めたあの辺一帯の整備ということを考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員の再度のご質問にお答えいたします。

反論があればということで、反論ではございません。議員おっしゃるように、大きい規模がいいのか、小さい規模の方がいいのかということは、本当にまだ定説はございません。

ただ、私がお話し申し上げたいのは、教員の配置と今のクラスのことなんですが、この市町村の自由度というのはほとんどありません。それはどうしてかといいますと、教員の給料は、国が3分の1、それから県が3分の2を出すことになっています。したがって、国が何人分という予算を立てて文部科学省はとるわけです。その基準になるのが40人学級とか、そういうふうにクラス数で決められるわけです。それで教員の数を決めて、その予算が通った中で市町村に配布します。もちろん定数プラスアルファで来るわけですが、市町村はそれぞれクラス数で配布していくという形になります。

現実的に、国は、今年度から小学校1年生については40人ではなくて35人学級にするということで、来年度はそれを小学校2年生まで35人学級にしたいということですが、今、その辺が通るかどうかというのは、今の国会の方であるところです。

ちなみに、本市で、来年度、要するに学校に係る定数の分、人数に合わせる定数の部分プラスアルファで来たのは21校中14人です。したがって、学校によっては、先生が休んでもかわりに入る先生がいないというような状況ができてしまうことになって、その辺私もはどんなふうにしていくかということで教員の配置では悩んでいるところで、したがって、人数が減っているけれどもというのは、国全体での定数、基準があって、そこで配置されているということで、市町村の義務教育小中学校の教員の配置数であるとか、1学級数というのは、なかなか市町村の独自の裁量にはならないということがございます。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

12番（西山 猛君） 順不同になってしまいますが、国、県の教員の配置によって自治体が従うような、そういう意味合いでしょうかね。私は予算の筋道はどうでもいいと思っているんです。

そんなことじゃなくて、子どもたちがこれから次世代を背負って立っていく、担っていくということを考えたときに、適した教育はどういうことかなと私なりに思っているんですよ。それが、今言ったように大人の都合で、世の中の都合で、社会の都合で、そのように教員の配置がこうだ、ああだということで変わってしまうというのは非常に寂しい限りだなと思っているんです。

言い方変えれば、教育長の答弁の中では、予算も、県の採用ですから、国と県で自治体は金出さないんだ、給料払わないんだから関係ないじゃないかと、そういうふうに聞こえ

てしまいますが、むしろそういうことがあるならば、もっと極端な言い方をして、笠間独自の教育というのはこういうものだ打ち上げた方が私はいいと思っています。

要するに、今言っているのは、教員を受けてくれよと、これだけの配置をするよと。笠間市でポンとこれだけだと、それをどういうふうに配置するか教育委員会の中で考えてくれということなのかなと思っています、一自治体に対して。

ですから、その部分については、いま一度、もし教育長の考え方があるとすれば、そこは制度上やや問題があるということであれば、私もなるほどと思いますけれども、それでいいんだと、学校の数も何もすべてそんなふうな形でいいんだと、県、国に従うんだということであれば、それはそれで結構です。もし答弁が必要であればしてください。

時間がないので、2番目の通年型の笠間の件、もう一度、158万人、またほかの数も出ていますね。この根拠は一体何ですか。私の聞いている範囲では、笠間市の自己申告、笠間市が県に対してこういうわけだよということで申告していると私は聞いております。つまり笠間市が独自にデータを持っているはずなんです。そのデータの根拠は何だということは何回も聞いているんです。アンケートとったら5,300円だったという話なんでしょうけれども、その辺の根拠はそれ以上追及してもしようがないので、それはそれでいいとしても、158万人という観光客の数字ということで出ていますが、その点もう一度、その158万人の根拠、よろしくをお願いします。

それから、公室長から答弁いただきましたけれども、我々に地図を示しましたよね。これどうでしょうかね、いわゆる虫食い状態、歯が欠けているように、通りから見てそのように受けます。それと、簡易ということで費用がかからなかったと。簡易の割には随分細かく算出されているなど。それから、取り壊し費用についても、根拠はどういうことかわかりませんが、また市の費用負担ということで書いてありますが、この算出方法、3,000万円を買いますよ、壊し費用が4,200万何がしかですよ、更地にしたときに7,200万円ですよと。

いいですか、根本。今、答弁の中で重ねて聞いています根本は、どうも旅館業を継続すべきじゃないかというふうに私は聞こえるんですよ。主要宿泊施設が二つなくなってしまった、これを市がかかわって何かしていかなきゃならない、こういうふうに聞こえるんですね。旅館業は多分無理なんでしょう、できないんでしょう。多分これは個人ではないのかもしれませんが、法人ならば法人を継続する。法人を市が買うというのはそぐわないことですから、当然民間がやるべきことになると思うんですね。

私は、もしこの案件が、お稲荷さんの問題、周辺を整えて整備をしていくんだということと、これからの笠間の観光に大変に寄与するんだということであれば、もっと広い観点から一つの問題として取り上げていくべきじゃないかなと思うんですね。つまりこの問題は、やはり民間が入るべきなんです。民間が主たる事業者になって、それに市がてこ入れをするというのが、今の時代の当たり前の形だと思うんです。どうでしょうか。

最近建設されます児童館についてもそうですけれども、みんな指定管理者制度です。これについては一生懸命市が旗振りしていて、私は、確かにその景観というのは大事だと思うんですが、今、お稲荷さんが一手に背負ってしまっているこの笠間の観光、お稲荷さんが泣いているんじゃないかなと思っています。いかがでしょうか。

地元議員も笠間地区におります。大変僭越ではございますが、笠間市全体のことを考えたときに、お稲荷さんだけにその観光すべてを背負わせてしまうということは、非常に危惧の念を抱くところでございます。

井筒屋さんのこの問題は、私は、もう一度再検証して、もっとほぐして、この数字だけで追いかけるんじゃないなくて、もっと違う方法、はっきり目的が定まって初めてこういう行為になるのかなと思うんですね。

例えば、景観ですから、前面の部分だけを残して近代的な建物が後ろに建つ、これも可能だと思います。そういう建築方法としては幾らでもできると思います。そういう何のビジョンもなく、周辺整備をしていこうというだけの単純なことでこの井筒屋さんを取得するというのはちょっと乱暴じゃないかなと私は思っています。

もし最後に市長の方から答弁があればいただいて、この質問は終わりにしたいと思います。教育長ももしあれば、なければ結構ですから、お稲荷さんが泣いているということをお伝えいたしまして、私の最後の質問とします。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

井筒屋さんの土地を含めて、全体的な構想といたしますか、考え方の基本的なものは、先ほど部長から答弁をさせていただいたとおりでございます。井筒屋さんの3階建ての木造住宅については、全協でも申し上げましたが、非常に残していただきたいという笠間のシンボルであり、そういう希望が多いところでございますし、現在の井筒屋さんの遺産相続人の方々からは、事業継承は全く考えていないので市の方で購入していただきたいという、そういうご意見がございました。

私どもとしては、単に井筒屋さんの跡地だけでなく、稲荷神社門前通り周辺を含めて、佐白山を含めて新たな通年型の観光拠点をつくっていきたいと考えておるところでございます。

通年型と申しましても、当然、先ほど来ありますように、笠間には大規模の宿泊施設がなくなったわけでございますので、宿泊施設を誘致したいという希望は強く私は持つておるところでございます。

今後、民間を主体的に進めていくべきだということは、私も考え方は同じでございます。ただ、そのたたき台になるビジョンはコンサル等をお願いしながら、我々の考えも含めて計画づくりをこれからしていき、その中で公共が担う部分と民間が担う部分との区分けを

して、その後事業主体をどうしていくかということを検討していきたいと思っております。

余りのんびりして進める話ではございませんので、スピーディーに、しっかり議会のご意見なんかも聞きながら進めてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員の最後のご質問にお答えいたしたいと思えます。

西山議員のおっしゃるとおりに、やっぱり教員は、例えば笠間市でこんなことをやりたいというところにつけていきたいというのが私たちの願いです。ただ、国の基準で決められているのはそのまま配置せざるを得ませんが、先ほど14人プラスアルファをいただくということになっていると言いましたが、その先生方をどこにつけるかというのは、その学校の課題であるとか、今、一人一人にかかわりながら子どもたちの学力を向上したい、小学校でそういうことをやっていきたいということで、そういう学校を選びながら、そして市の方からも、これは20時間と時間は短いのですが、県からも全然1人も余分につかないという学校には、予算をいただきましてそこに配置をします。それから、東小学校には複式解消で1人というふうに子ども笠間市の予算をいただきながら、今ねらっている学力向上について、教員の配置等について工夫しながらやっているところでございます。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 西山議員の再質問にお答えします。

先ほど158万人の根拠ということで、笠間の菊まつりは77万5,000人、初もうでが81万人というその内訳でございますけれども、菊まつりについては約1カ月間ほど開催しております。それらの関連するイベント関係の入れ込み、あるいは実績をもとに足し上げたものが77万5,000人ということで、それぞれのイベントの現場であるとか、それから主催者側の発表、それから警備員からの報告ということで、それらを根拠に入れ込み客を推計しております。初もうでについても、稲荷神社等の発表をもとに、それらを入れ込み客ということで報告してございます。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 井筒屋さんの周辺の土地の虫食い状態ということでございます。これにつきましては、前にご提示させていただきましたような形で、現在、青色に染まっている部分を笠間市の用地ということでやっているわけでございます。

現在、先ほど市長が申しましたように、この事業の計画、コンサルに計画していく中で、当然、ある程度一定の土地を取得するのがより土地の利活用が図れるということになれば、それはそれでまた今後その辺の取得も含めて考えていかなければならないと考えております。

現在は、相続人の関係等もございまして、まず、この井筒屋さんの土地の取得というのを第一目標に考えておまして、その後はまた継続的に事業計画に合わせた用地の取得も視野に入れて進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

2時10分より再開いたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時10分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

18番（横倉きん君） 18番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、保育行政について伺います。

非正規労働などの増加による雇用環境の悪化の中で、働くお母さんたちがふえています。子を持つお母さん方の保育に対するニーズが高まっています。子育ては、笠間市にとっても、日本の将来にとっても、地域や日本を支えていく子どもたちであり、次世代育成支援事業でも示されているように大切な事業です。笠間市の行政施策の中で、今後も保育行政の一層の充実のために取り組む必要があると思います、伺います。

児童憲章や児童福祉法で明記されているように、すべての児童は心身ともに健やかに育成されなければなりません。そのためには、親の保護育成ができない児童の保育育成のための保育行政の役割は重要であります。

保育の環境については、養護、食育、教育、衛生、健康支援など広い分野の子育て支援が行われなければなりません。子育ての環境は、核家族、少子化、親の労働時間の長時間、不規則化などによる困難性が指摘されています。保育の充実ということは、この社会を反映して、児童の置かれた状況から、適切な支援、援助が求められています。児童が健やかに成長できる保育の環境を一層改善する必要性が生まれているのではないのでしょうか。

保育士は、児童の成長に見合った援助、指導が求められ、児童の発達に対する知識と多くの経験を生かして日々の保育で生かされなければなりません。また、児童の発達などに関する知見など保育に関する研修が必要になります。

そこで伺います。

保育環境の充実には、保育士が安定した雇用条件で保育に当たることが望ましいと考えますが、最近、特に非正規雇用の保育士がふえています。園児の健やかな成長を保障する上で、保育士と子どもの信頼関係、子どもの個性や特性を把握し、保育に反映させる児童の健康についても、豊富な経験と知見を生かす点でどのように考えているのか伺います。

2点目は、非正規雇用の保育士の研修の機会がどのように保障されているのか。

3点目、児童は保育士との人間的な触れ合いを通して心を開いていくものです。したがって、保育士が安定した雇用条件で育児に接することが、健全な成長を保障する必要条件

ではないでしょうか。安定した雇用を保障することは、子育て支援として大切な施策であると思います。保育士の正規職員としての雇用を進めるべきではないかと考えますが、伺います。

次に、水道料金の統一に向けて伺います。

笠間市の水道事業の料金統一は、平成24年度に実施することが予定されていましたが、3月11日の東日本大震災の影響でおくれていると聞いていますが、水道料金の統一はいつごろ予定しているのか伺います。

昨年の国勢調査では、ひとり暮らしの高齢者が急増していることが報道されました。高齢者は、年金が年々減らされる中で生活が厳しくなっており、経費の節約をしながら生活をしています。笠間市のひとり世帯は全世帯の21%を占めており、それは5,987世帯となっています。

現在の水道料金の体系は、10立方以下は一律の水道料金であり、どんなに必要水量を少なく努力しても、節水努力が水道料金に反映されません。水道料金の体系を見直し、節水努力が反映するような料金体系に改善すべきではないでしょうか。

これらの状況を踏まえ、水道料金の統一に向けて節水努力が反映するような基本料金の引き下げを含めた料金体系の検討を求めますが、見解を伺います。

次に、笠間市の人口は減少しており、水道水の使用量も、節水意識の定着、生活様式の変化や最近の節水型の家庭用品の普及などから、1日の水道水の使用量が減ってきているのではないのでしょうか。県の広域水道での受水契約水量を見直すべきではないか、伺います。

4点目に、県中央広域水道会計は黒字になっています。県広域水道の資料によると、平成22年度の実績で純利益が6億2,229万5,000円、累積では3億6,038万円となっていました。この実績からも、広域水道料金の引き下げが可能であることから、引き下げを県の広域水道事業に働きかけ、値下げを求めるべきであると思いますが、その見解を伺います。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化と新たな都市用水の確保ということで進められてきましたが、給水実績もほとんど横ばい、減少傾向に今あります。水余りの状態が続いています。このような中で、県の予測とは大きく外れました。当初の目的は破綻したのではないのでしょうか。

笠間市も県水を買っています。県の建設負担金がなくなれば、笠間市の水道料金が下がるのではないかと思います。伺います。

次に、霞ヶ浦導水事業の計画に当たって、笠間市の人口や使用水量の試算はどのようであったのか。霞ヶ浦導水事業の進捗状況、それに伴う建設負担金はどうなっているのか伺います。

3点目、放射能から子どもの健康を守る放射能汚染の問題について伺います。

環境に放出された放射能による体外被曝、体内被曝を少なくし、感受性の高い子どもた



ちが安心して生活を送ることができる取り組みが求められています。学校給食の食材の国際的に見ても高い放射能の暫定基準の引き下げが必要です。国の実施時期を待たずに、笠間独自に低い基準を設けることが必要ではないでしょうか。

給食で主食の米に含まれる放射能の値をゼロにしてほしいというお母さんたちの声が届いています。毎日食べるお米は不検出のもの、そして他の食材に含まれる放射能のレベルも大幅に引き下げることを求めますが、見解を伺います。

学校給食の調理方法によって、食材に含まれる放射能、付着した放射能を取り除くことができるかと報告されています。したがって、学校給食の調理方法については、放射能を除去する調理方法に改めるべきではないでしょうか。

3点目、保護者などに調理方法について、家庭でも内部被曝を少なくすることができるので、調理方法や生活の工夫などをパンフレットなどを通してお知らせしてはどうでしょうか、伺います。

第4点目、環境を汚染したセシウムなどによる外部被曝と吸入による内部被曝がありますが、3月ごろになると、例年のように春一番などといって強風が吹き、土砂が舞い上がる光景があります。これから吹く強風には放射能が含まれています。一度地表に降下した放射能が風で舞い上がった場合の内部被曝は、大気からの放射能被曝の10倍になるとの研究結果が報告されています。

また、チェルノブイリ原発事故から4年後、大気中の放射性物質の濃度が時々ふだんの100倍ほどに上がる再浮遊の繰り返しが強風で乾燥した日に起きており、長期の大気汚染を考えた場合に、その対策をとることが求められているのではないのでしょうか。放射能の測定を強化し、可能な限り汚染土を除去することが必要ではないか。子どもたちを放射性物質から守る対策はどのように考えているのか、1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 答弁の前に、19番町田征久君が着席いたしました。

福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 18番横倉議員の質問につきまして、初めに、非正規職員の保育士が増加傾向にある、どのように考えているかということでございますけれども、年々増加しております障害児の入所や年度途中における3歳未満児等の増加に伴い、保育士基準数を満たすため、正規職員だけでは即応できる状態ではありませんので、臨時職員等の加配で対応している状況です。

また、経営形態の見直しなどの議論があり、正規職員の採用は控えているところです。

今後についても、保育士の資格があり、保育所、幼稚園等の勤務経験ある臨時職員を雇用し、研修を実施することで保育士の質の維持や、必要保育士数の確保により十分対応できるものと考えております。

次に、非正規雇用の保育士に研修の機会はあるのかということでございますが、現在、

県保育協議会主催の保育士特別研修や遊戯講習会、県央ブロック保育協議会主催の実技研修、保育士研修会、その他県医師会等による研修会、社会福祉協議会主催研修会など、年間約40回ほどございますけれども、臨時保育士を含めまして受講しているところです。今後も、計画的に臨時保育士が受講できるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、保育士の安定雇用対策を進めるべきではということですが、公立保育所では、地方公務員法第22条に基づき雇用形態を定め、賃金については、保育士の資格を持って従事しているため一般事務職より優遇しております。さらに、本人の意思や雇用条件に応じてそれぞれ社会保険や雇用保険に加入しており、年次有給休暇についても笠間市臨時職員雇用等管理規程等に基づき休暇を利用しているところです。

また、保育士の補充につきましては、先ほど述べましたように資格、経験、研修等を踏まえるほか、雇用契約では通常1年ということですが、引き続き契約できるよう採用限度年限を撤廃をいたしまして、現在は3年以上の継続雇用している臨時保育士は約6割となっており、今後も安定した雇用に努めてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 横倉議員ご質問の質問事項2の水道料金についてお答えいたします。

まず、一つ目の水道料金統一につきましては、平成24年度からの段階的な料金改正に向け、昨年度笠間市水道運営審議会を2回開催し、第3回の審議会を3月に予定しておりましたが、東日本大震災により審議会を開催できず、最終的な答申が得られませんでした。本年度審議会を開催し、平成25年度からの段階的な料金改定を行っていく予定でございます。最終的な3地区の料金統一は、平成30年度を予定しております。

次に、二つ目の笠間市の水道料金につきましては、料金の統一が図られていないため旧市町ごとに金額に違いがあるものの、1カ月の基本水量を10立方メートルとし、基本料金に10立方メートルを超えた分の超過料金を加えた金額となっております。

基本料金の定額制については、一定水量までの料金を安価で定額として水道の普及を促し、公衆衛生の向上を図るため全国的に導入されており、県内におきましても、笠間市を含めて25市が1カ月当たり10立方メートルを、2市が8立方メートルを基本水量とする料金体系となっております。

なお、笠間、友部地区の超過料金につきましては、多量使用のお客様に対し水道施設の維持管理に係る費用の負担を多く求めることで、一般家庭における生活用水を初め、少量使用のお客様に係る単価を安くするほか、限りある水資源を有効に利用していく需要抑制の観点から、多量使用の場合の単価を高くする逦増制の料金を採用しており、現状においても節水努力が反映される料金体系となっております。

岩間地区につきましては、逦増制の料金体系ではなく、使用量にかかわる同じ単価の超

過料金となっております。

次に、三つ目の県広域水道の受水契約水量を見直すべきではないかとのご質問でございますが、水道の使用量は、人口の減少や節水意識の定着、生活様式の変化や節水機器の普及などにより減少傾向にあります。現在、笠間市で使用されている水道水の約6割を県からの水に頼っている状況であります。

県との受水契約水量は、1日当たりの最大給水量を契約するもので、1年を通じると1日当たりの受水量が契約水量の1万4,500立方メートルを超える日があることや、市の水道施設に事故等が発生した場合はさらに県からの受水をふやさなければならないことから、現在の契約水量は妥当な水量と考えております。

四つ目の広域水道料金の引き下げを求めるべきであるとのご質問でございますが、平成22年度決算におきまして、県からの受水費が7億6,600万円で、支出の約45%を占めており、給水収益が低迷する中で、受水費の削減は水道事業の経営にとって大きな課題であることから、笠間市としましても、県中央広域水道建設促進協議会を通じて11月9日に県知事、県企業局長へ水道料金の値下げの要望を行っているところです。今後につきましても、引き続き要望を行ってまいります。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 18番横倉議員のご質問、私の方は水道料金の中の霞ヶ浦導水事業についてお答えを申し上げたいと思います。

霞ヶ浦導水事業は、那珂川及び利根川の湧水防止対策や茨城県のほか千葉県、埼玉県及び東京都の都市用水の確保と霞ヶ浦及び千波湖の水質浄化を図るため、昭和59年度から実施された国直轄の事業でございます。

最初に、工事の進捗状況と、それに伴う笠間市の負担はどのようになっているのかというご質問でございますけれども、平成22年度末の事業ペースで進捗状況は77.5%でございます。これに伴う笠間市の負担額はございません。

また、二つ目のご質問で、霞ヶ浦導水事業の事業開始に当たっての人口、工業用水量、笠間市の人口、水道量の見込みなどはどのような想定であったのかでございますけれども、この事業計画では、市町村ごとの計画人口や工業用水、水道の水量は明記されておられません。本事業のうち県央地域広域水道用供給人口につきましては93万人でございます。また、本県の開発水量は、工業用水が毎秒1.57立米、水道が毎秒3.62立米であると県から報告を受けている状況でございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 18番横倉さん議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の食材に関する取り組みとしては、使用量の多い食材10品目について、9月に

8品目、ニンジン、ネギ、ジャガイモ、タマネギ、キュウリ、大根、キャベツ、ホウレンソウを検査し、結果は、いずれの食材も放射性要素及びセシウムについて不検出となっております。また、残りの2品目、コマツナ、白菜について現在検査中であります。

検査基準につきましては、市としては、国の示す現行の厚生労働省の基準に基づき検査する方針であり、新たな基準が示された場合には速やかに準用してまいりたいと考えております。

また、今後の取り組みとして、12月8日より検査を始めましたが、市の放射線測定器により、給食センター及び自校給食の1日当たり供給される全10種類の給食について給食ミキサー検査を行い、漏れなく食材すべての検査を実施することにより、給食の安全性を確保してまいります。現在のところ、検査の結果はすべて不検出となっております。

調理法につきましては、財団法人原子力環境整備センター発刊の「食品の調理・加工による放射性核種の除去率」において、調理法と除去率が示されております。

具体的には、ジャガイモは皮をむくことで36%、ニンジンは皮を向いて塩水でゆでることで40%、ホウレンソウ、シュンギク等は煮沸処理、いわゆるあく抜きで50から80%のセシウムが除去されるとされており、市の給食調理において、セシウムの水溶性の特性から効果的な入念な水洗いによる洗浄とこれらの調理法を実施し、より安全な給食の提供を推進しております。

保護者等への調理法の周知についてでございますが、「食品の調理・加工による放射性核種の除去率」による調理加工法は、野菜から水産物まで報告されており、ご家庭での参考となるものであることから、情報の提供について考えてまいります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 18番横倉議員の放射能汚染対策についての4番目のご質問でございます。

冬場に入り、乾燥と強風などにより放射性物質を含んだほこりが舞い上がり、大気中の放射性物質の濃度が上昇するおそれがある。放射能の測定を強化し、可能な限り汚染土の除染をすることが必要ではないかとのご質問でございますけれども、鈴木貞夫議員さんにも答弁させていただきましたが、今後も空間放射線量の測定を実施し、国の基準に基づき対応してまいりたいと考えております。

なお、子どもたちを放射能物質から守る対策はどのように考えているのかとのご質問でございますが、引き続き空間放射線量や土壌の調査等を実施するとともに、今後実施してまいります給食食材検査による監視を行ってまいりたいと思っております。

また、子どもたちにおいては、教育委員会と連携をとり、屋外における着帽やマスクの使用、うがいの励行に努めていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

18番（横倉きん君） 保育の問題です。臨時保育士の研修を40回いろいろな点でやられているということですね、全体では。日常的な仕事があるわけですがけれども、1年更新で3年以上勤めている方は6割ということですね。前にお調べしましたところ、7割が非正規職員だということ。これは日常的に保育事業、普通の臨時職員でも7時間半の勤務ということで、今回ふえている中については、障害児や3歳未満児の入所が多いということで、それに対応したものだということですが、それは当たり前になっているわけですから、臨時ではなくて、計画的に正規の職員にかえていく必要があるのではないかと思います。

先ほど運営形態の見直しということが言われましたが、どういう見直しをねらっているのか伺います。

また、今、構造改革の中で非正規雇用がふえています。こういう非正規雇用の中では、低賃金が横行しています。少子化対策にしても、200万円以下、月にして、保育士の950円の計算ですと大体15万円前後ですね。1年だけという短期間であればそれでもいいですがけれども、それを本当の生活の仕事としたら、15万円ですというのはいくらでも自立できない賃金ではないでしょうか。そういう点では、この日本の経済からしても、働いて自立できる、そういう体系を変えていかないと、本当に景気の低迷、そしてなかなか結婚できない、少子化も解消しないことになるのではないのでしょうか。

そういう点で、今、本当に働くお母さんがふえています。笠間の場合は余り待機児童はないようですがけれども、全国的には待機児童が大きな問題になっています。

その中で、政府は、この対策として、子ども・子育て新システムと称する保育制度改革を検討しています。その特徴は、保育・子育ての分野をもうけを生み出す産業と位置づけて、福祉としての保育を産業化し、経済効果を優先する仕組みがつくられようとしています。来年の国会に提出を決めているようですが、これは本当に国や自治体の保育の実施や最低基準に責任を負う現行保育制度の解体が盛り込まれているとしか受け取れません。このため、保育に携わっている多くの方々からも危惧の念が出されています。

子育ては、笠間市にとっても、日本の将来にとっても、地域や日本を支えていく子どもたちであり、保育事業の一層の充実に取り組む必要があると考えますが、保育事業について市長の見解を伺います。

次に、水道料金の見直しですが、幾ら節水しても基本料金は取られるわけですね。水道の成り立ちからして、基本料金というのはあってもいいかと思いますが、県内でも二つの自治体が8立方メートルということになっております。そういう中では、やはり厳しい生活の中で、そしてお年寄りばかりではなくて、若い人たちもワンルームマンションなんかに住む人もすごくふえています。そういう中では、この料金の統一に向けて、旧笠間、友部、岩間で基本料金も違います。口径によっても違いますが、そういう点では十分にこれからも検討され、納得のいく水道料金に検討していただきたいと思います。

それから、霞ヶ浦導水事業の77.5%の状況、これは進捗状況ではなくて、国土交通省のこれまでのかかった料金の額ではないかと思えます、私のあれでは。事業としてはまだ3割ちょっと、32%というふうに私は理解しているのですが、どうでしょうか。

こういう点では、今、笠間でも、県水が黒字ということで11月9日にも水道料金の値下げを要望してこられたので、引き続きこの水道料金の値下げはやっていただければありがたいと思えます。

それで、むだなのところを開発すれば税金になるわけですので、その霞ヶ浦導水事業については、今現在水余り、必要量も低迷、横ばいか下がっている状況ということですので、その辺もこれからの検討課題にさせていただきたいと思えます。

放射能の問題では、今答弁されましたように、いろいろ調べて不検出ということは本当にいいことだと思います。やはり毎日食べるお米ですので、父兄の心配は大きいと思えます。今、日本の国際基準、この放射能の暫定基準というのが物すごく高いんですね。ベラルーシなんかでも37ベクレル、ウクライナでも40、アメリカの基準なんかは170、1キロ当たり、日本の暫定基準値というのは500ベクレルですね。そういう点では、もしお米の500ベクレルを、1食80グラムぐらい小学生ですと、それを3食食べると内部被曝が1ミリシーベルトに近いとか、そういう計算が出ております。今、笠間の状況では、検出されていないのを使っているということですが、基準についても国の基準ということですがけれども、私は、これは将来の子どもたちの問題ですので、すぐ出るわけではないので、やはり国の基準を待たずに、今ずっと続けられている毎日食べるお米については、引き続き不検出の、セシウム137とかそういうものが不検出のお米を学校給食に使っていただきたい。そしてまた、野菜なんかでもそうですが、子どもは大人に比べて放射能の感受性が3倍から10倍高いと言われております。そういう点では、やはりこの暫定基準値は10分の1以下にすべきではないかと思えます。引き続きゼロが一番いいわけですがけれども、お米については不検出のもの、野菜やほかのものについては10分の1の基準に国の基準を待たずにできないか、再度伺います。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 18番の横倉議員の保育行政の充実についてのお尋ねでございます。保育行政は、就学前の児童の健全な発展時期であり、かつ人間形成の重要な時期であるため、市の行政施策の中でも大変重要であると認識しております。

市としましては、これまでも安心して子育てできる環境の充実と、仕事と子育ての両立支援が重要であることから、多様化する保育ニーズへの対応を柱に施策の展開を図ってきたところでございます。

21年度からの延長保育や一時預かり保育、子育て支援センターの設置と充実、22年度からはファミリーサポート事業の実施、さらには障害児保育を初めとする特別保育の実施な

どがあり、24年度からは児童館を開設しさらに保育行政の充実を図ってまいります。

また、保育料につきましても、国の基準より約3割減額し、保護者の負担軽減に努めているところであり、今後も保育行政の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

福祉部長（小松崎栄一君） 先ほどの答弁の中で、経営形態の見直しなどの議論というのは具体的にどういうことかというご質問でございますけれども、笠間市においては、行財政改革大綱の実施計画の中で、公立幼稚園、保育所の一元化の検討、それから公立保育所の民間への委託、これらの方針について検討ということになっております。継続して検討中でございます。

あわせて、国においては、新たな保育システムの構築ということで、子ども園構想等々が言われて、まだ具体的に案が示されておりませんが、そういうものを含めまして、現在検討中ということになっております。

今後とも、保育サービスの質が低下しないような体制を組みまして、保育サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 横倉議員の2回目の質問で、事業費、進捗状況ということでございます。この事業につきましては、国の直轄事業ということでございますので、私どもに入っている情報からしますと、現在、総事業費が1,900億円のうち1,470億円の事業が実施されているということで、残り430億円ということのようでございます。率にいたしますと、77%完了で、23%ということでございます。

事業の内容としましては、11の立て坑が完成し、トンネルが1基完成したということでございますので、私も77%の進捗率だというふうに判断をいたしております。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 横倉議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

国を待たず独自の基準を設けるべきだろうというご質問でございますが、自治体の独自基準につきましては、神奈川県は逗子市で200ベクレル、長野県は松本市で40ベクレル、県内においては常総市において30ベクレルを基準としております。近隣の市町村、また水戸市やつくば市等においては、国の暫定規制値を基準としているところです。

笠間市におきましては、現時点においては、厚生労働省の暫定基準値を茨城県と同様に準用する方針であります。

現在、検査については、ミキサー検査ということで1食分すべてをミキサーにかけて検査しております。この方法により、特定食材のサンプル検査より、すり抜ける食材やそれらによる不安の解消と、確実に給食が測定できるということになります。結果において、例えば暫定基準値を超える、または高数値の場合は、食材の変更、それから納入産地の変更等を継続的に実施して、長期的な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

18番（横倉きん君） 先ほどの水道料金の霞ヶ浦導水事業の進捗状況、事業費はそのとおりです。工事の進捗はまだ30%台と、その辺だけちょっと私の言った中身を訂正したいと思います。事業費の進捗状況は先ほど言ったとおりで、私が3割だというのは工事の進捗状況です。財政的には7割以上使っている、工事はまだ3割台しか進んでいないということをお願いします。一応そのことを訂正させていただきます。

保育事業も大事だということは、市長も述べられました。ただ、これは働く人と子どもたちの問題で、質の低下にはならないということ、させないようにするというので、それは大事なことかと思いますが、もう一步踏み込んで、働く人、正規の人と同じに責任もあり、子どもたちに接している。そういう点では、これからの行政改革大綱ということも言われましたが、そこは同じ働いて暮らしていくわけですから、そういう点では賃金の格差が物すごく多くなるわけですので、税金の控除にならない程度に働くという人もいますが、1日常勤としての必要な人員であれば、やはり正職としての保育事業、大事な仕事ですから、そうなるように要望しまして、質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 横倉きん君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす13日に開きますので、ご参集ください。

午後2時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴沼 広

署名議員 石松 俊雄

署名議員 萩原 瑞子